

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### 2.1 環境影響評価を実施しようとする地域

本事業による環境影響評価を実施しようとする地域（以下「調査地域」という。）は、後述の自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲のうち、最も広域的に影響が生じると想定される景観の調査対象範囲である「対象事業実施区域及びその周囲9.3kmの範囲」（該当市町：伊根町、京丹後市及び宮津市）とした（図2.1-1参照）。

調査地域における、自然的状況及び社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲とその設定理由を以下に示す。

#### (1) 自然的状況の基本的な調査対象範囲

地域特性を把握する範囲は、「技術指針及び発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年 通商産業省令第54号）（以下「主務省令」という。）

第4条第2項第1号及び「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省）

（以下「手引」という。）を参考に、環境影響を受けるおそれがある地域として「対象事業実施区域及びその周囲1km」を基本とした。

ただし、「2.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況」のうち騒音・超低周波音、振動、「2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」のうち、人と自然との触れ合いの活動の場については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、地域特性を把握する範囲とした。

「2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況」のうち、景観については、「景観対策ガイドライン（案）」（1981年 UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角1°を上回る距離として、安全側の予測となるよう風力発電機の最大高さを161.5mとし、対象事業実施区域から9.3kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。なお、風力発電機の諸元の変更に共に伴い、方法書段階から景観の基本的調査対象範囲が0.3km増加することとなるが、景観資源及び眺望点の調査結果に変更はない。

以上を踏まえ、地域特性の自然的状況を把握する範囲（以下「基本的な調査対象範囲」という。）を表2.1-1及び図2.1-2に示す。

表 2.1-1 自然的状況の基本的な調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	
気象の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
大気質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
騒音・超低周波音の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線上
振動の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線上
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	
水象の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水底の底質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地下水	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
土壌及び地盤の状況	
土壌の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地盤の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地形及び地質の状況	
地形の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地質の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
重要な地形及び地質	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
重要な自然現象	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
動物の生息の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
植物の生育の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
生態系の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	
景観の状況	対象事業実施区域及びその周囲9.3kmの範囲
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線

## (2) 社会的状況の基本的な調査対象範囲

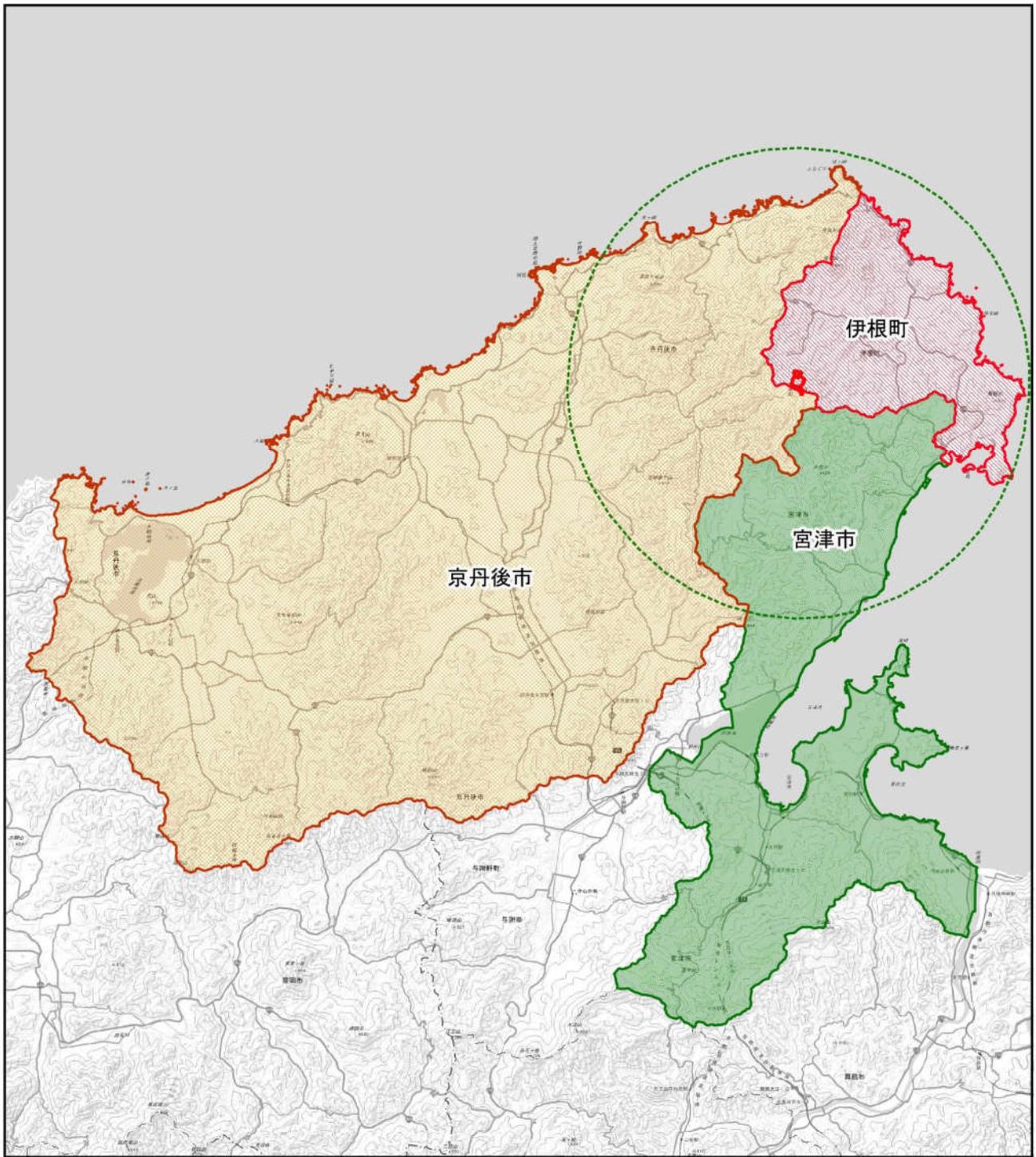
地域特性を把握する範囲は、「(1) 自然的状況の基本的な調査対象範囲」と同様に、「対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲」を基本とした。

ただし、人口及び産業の状況、下水道の設備の状況、都市計画法に基づく地域指定状況については、伊根町、京丹後市及び宮津市の全域を、地域特性を把握する範囲とした。同様に、交通の状況については、主要な交通ルートの沿線上を、環境の保全についての配慮が特に必要な施設等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、地域特性を把握する範囲とした。また、公害関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲と主要な交通ルートの沿線上を、自然関係法令等については、対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲を、地域特性を把握する範囲とした。廃棄物の状況については、手引を参考に「対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲」を、地域特性を把握する範囲とした。

以上を踏まえ、社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲を表2. 1-2及び図2. 1-3に示す。

表2. 1-2 社会的・文化的状況の基本的な調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
人口及び産業の状況	
人口及び人口動態	伊根町、京丹後市及び宮津市
産業の構造	伊根町、京丹後市及び宮津市
行政区画の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
漁業権	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
水源	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
地下水の利用状況	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
交通の状況	主要な交通ルートの沿線
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概要	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線
下水道の設備の状況	伊根町、京丹後市及び宮津市
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画	伊根町、京丹後市及び宮津市
環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	
公害関係法令等	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲及び主要な交通ルートの沿線
自然関係法令等	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況	
埋蔵文化財包蔵地	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
指定文化財	対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲
その他の事項	
廃棄物の状況	対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲



凡例

  景観の基本的な調査対象範囲  
 (対象事業実施区域及びその周囲9.3kmの範囲)

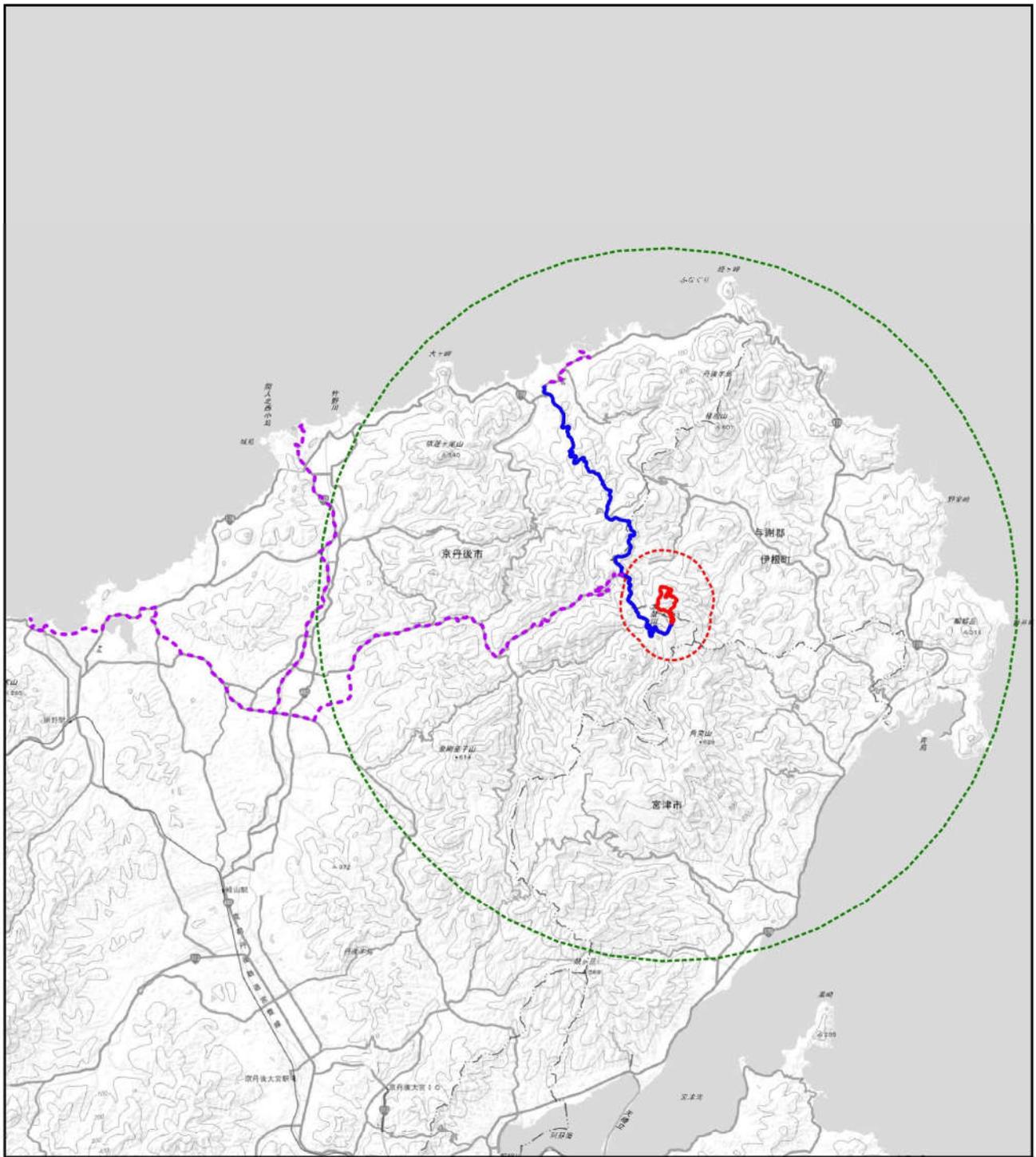
  対象事業実施区域

京都府行政区域

- 伊根町
- 宮津市
- 京丹後市



図 2.1-1 調査地域



凡例

- 基本的な調査対象範囲  
(対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲)
- 景観の基本的な調査対象範囲  
(対象事業実施区域及びその周囲9.3kmの範囲)

対象事業実施区域

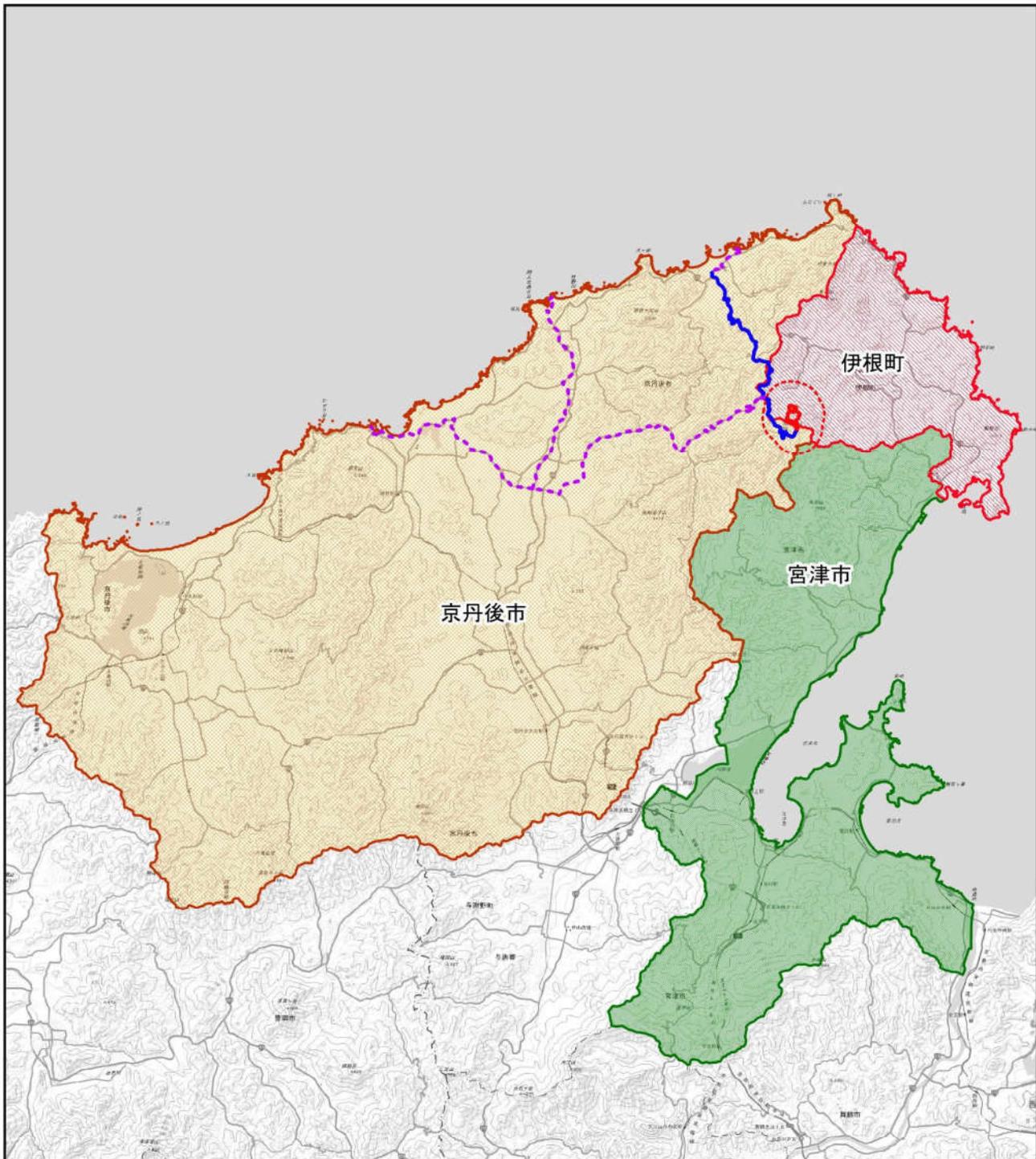
主要な交通ルート

- 準備書段階
- 方法書段階

2 0 2 4 6 8 km



図 2.1-2 自然的状況の基本的な調査対象範囲



凡例

対象事業実施区域

基本的な調査対象範囲  
(対象事業実施区域及びその周囲1kmの範囲)

京都府行政区域

伊根町

宮津市

京丹後市

主要な交通ルート

準備書段階

方法書段階

2 0 2 4 6 8 10 12 14 km



図 2.1-3 社会的・文化的状況の  
基本的な調査対象範囲

## 2.2 自然的状況

### 2.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

#### (1) 気象の状況

##### ① 平年値

「気象統計情報」（気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を用いて、各地域気象観測所の平年値を整理した。

基本的な調査対象範囲において気象観測所はなかったため、参考として、以下の最寄りの気象観測所の平年値を表2.2.1-1に、位置を図2.2.1-1に示す。

- ・ 間人地域気象観測所（以下「アメダス間人（たいざ）」という。）

位 置：対象事業実施区域の北西約10km

観測項目：降水量、気温、風速、風向、日照時間

- ・ 峰山地域気象観測所（以下「アメダス峰山」という。）

位 置：対象事業実施区域の南西約15km

観測項目：降水量、降雪の深さ、積雪の深さ

アメダス間人（たいざ）の平年値によると、年間平均気温は15.2℃、月別平均気温のうち、最高気温は26.6℃（8月）、最低気温が5.0℃（1月）であった。また、年間降水量は1,883.9mm、月別降水量のうち、最大は239.5mm（12月）、最小は99.7mm（4月）であった。年平均風速は2.8m/s、最大風速は4.0m/s（1月）であり、風向は主に南東から南南東であった。

アメダス峰山の平年値によると、最大積雪深は1～2月の38cmであった。

##### ② 風況

「局所風況マップ」（NEDOが運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を用いて、基本的な調査地域における年間平均風速（地上高50m）を把握した。

基本的な調査対象範囲における風況マップ（地上高50m）を図2.2.1-2に示す。

基本的な調査対象範囲は、年間平均風速5.0～8.0m/sクラスの地域に属している。

表2.2.1-1 (1) アメダス間人(たいざ)における主要気象要素の平年値

要素	降水量	気温			風速	最多風向	日照時間	降雪の深さ	積雪の深さ
	(mm)	(°C)			(m/s)	(-)	(時間)	(cm)	(cm)
	合計	平均	最高	最低	平均	風向	合計	合計	最大
資料年数	30	30	30	30	30	30	24	-	-
1月	223.5	5.0	7.6	2.5	4.0	南東	52.4	-	-
2月	131.2	5.1	7.9	2.5	3.9	南東	74.1	-	-
3月	125.2	7.8	11.3	4.8	3.4	南東	126.4	-	-
4月	99.7	13.0	17.1	9.4	2.6	南東	179.6	-	-
5月	132.2	17.3	21.3	13.8	2.1	南南東	197.9	-	-
6月	151.6	20.8	24.5	18.0	1.9	東北東	156.8	-	-
7月	178.6	24.8	28.3	22.3	1.7	南南東	172.4	-	-
8月	104.5	26.6	30.3	24.0	1.9	南南東	221.9	-	-
9月	185.9	22.9	26.0	20.4	2.5	南東	147.8	-	-
10月	132.0	17.7	20.7	15.0	2.9	南東	142.7	-	-
11月	162.9	12.7	15.7	9.9	3.3	南東	96.4	-	-
12月	239.5	7.9	10.7	5.2	3.7	南東	69.7	-	-
年	1883.9	15.2	18.5	12.3	2.8	南東	1645.4	-	-
最大	239.5	26.6	30.3	24.0	4.0		221.9	-	-
発生月	12月	8月	8月	8月	1月		8月	-	-
最小	99.7	5.0	7.6	2.5	1.7		52.4	-	-
発生月	4月	1月	1月	1~2月	7月		1月	-	-

注1：資料年数は昭和56年～平成22年の30年間(日照時間は昭和62年～平成22年までの24年間)とする。

注2：アメダス間人では、降雪及び積雪について観測をしていないため、「-」と表記した。

出典等：「気象統計情報」(気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。

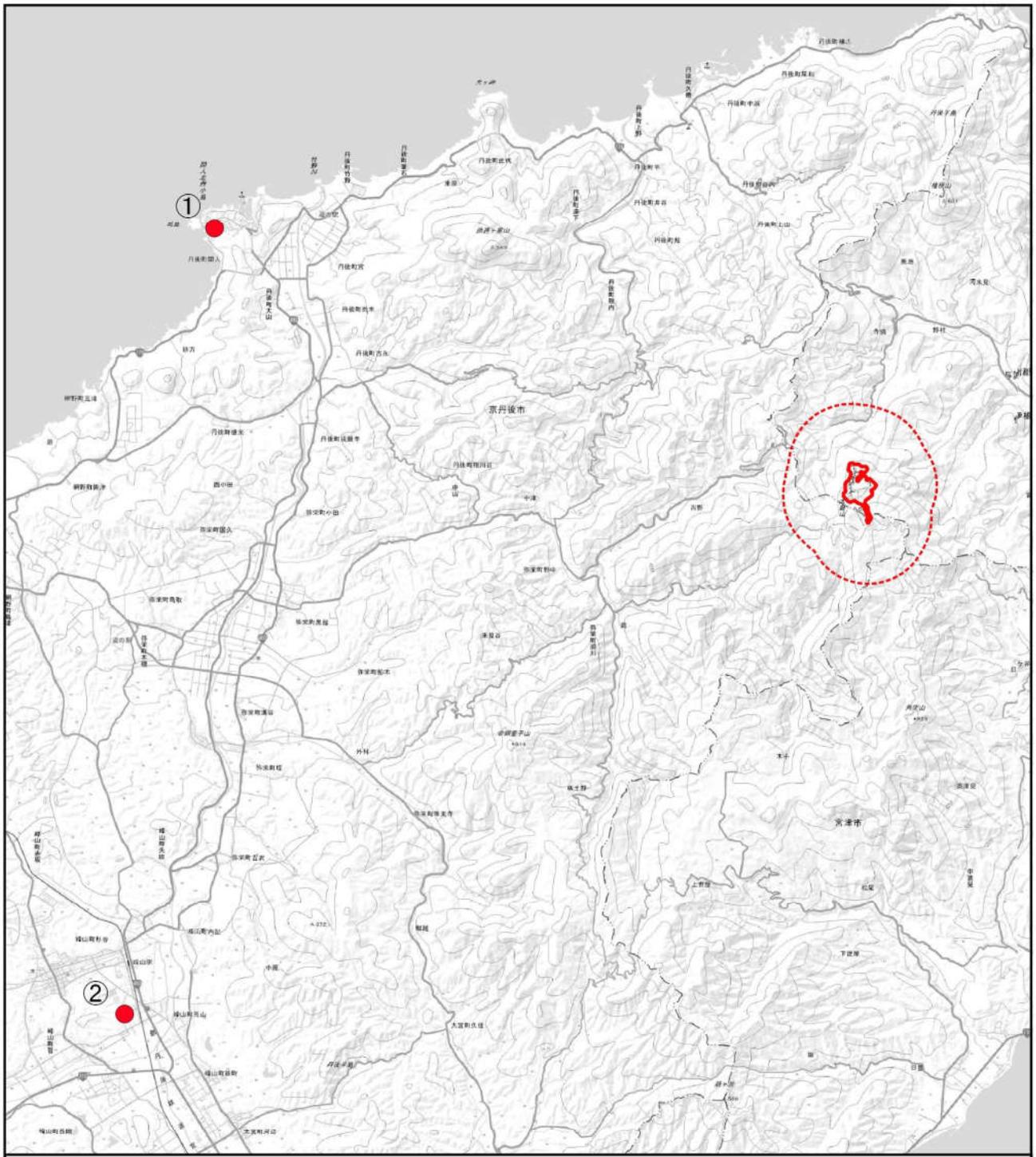
表2.2.1-1 (2) アメダス峰山における主要気象要素の平年値

要素	降水量	気温			風速	最多風向	日照時間	降雪の深さ	積雪の深さ
	(mm)	(°C)			(m/s)	(-)	(時間)	(cm)	(cm)
	合計	平均	最高	風向	平均	風向	合計	合計	最大
資料年数	30	-	-	-	-	-	-	29	29
1月	222.3	-	-	-	-	-	-	112.0	38.0
2月	157.6	-	-	-	-	-	-	101.0	38.0
3月	136.4	-	-	-	-	-	-	20.0	13.0
4月	100.5	-	-	-	-	-	-	1.0	0.0
5月	125.5	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
6月	147.9	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
7月	181.2	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
8月	113.9	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
9月	199.4	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
10月	143.4	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
11月	160.5	-	-	-	-	-	-	1.0	0.0
12月	205.9	-	-	-	-	-	-	43.0	19.0
年	1904.5	-	-	-	-	-	-	-	-
最大	222.3	-	-	-	-	-	-	112.0	38.0
発生月	1月	-	-	-	-	-	-	1月	1~2月
最小	100.5	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
発生月	4月	-	-	-	-	-	-	5~10月	4~11月

注1：資料年数は昭和56年～平成22年の30年間(積雪は昭和57年～平成22年までの29年間)とする。

注2：アメダス峰山では、気温、風速、日照時間について観測をしていないため、「-」と表記した。

出典等：「気象統計情報」(気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



凡例

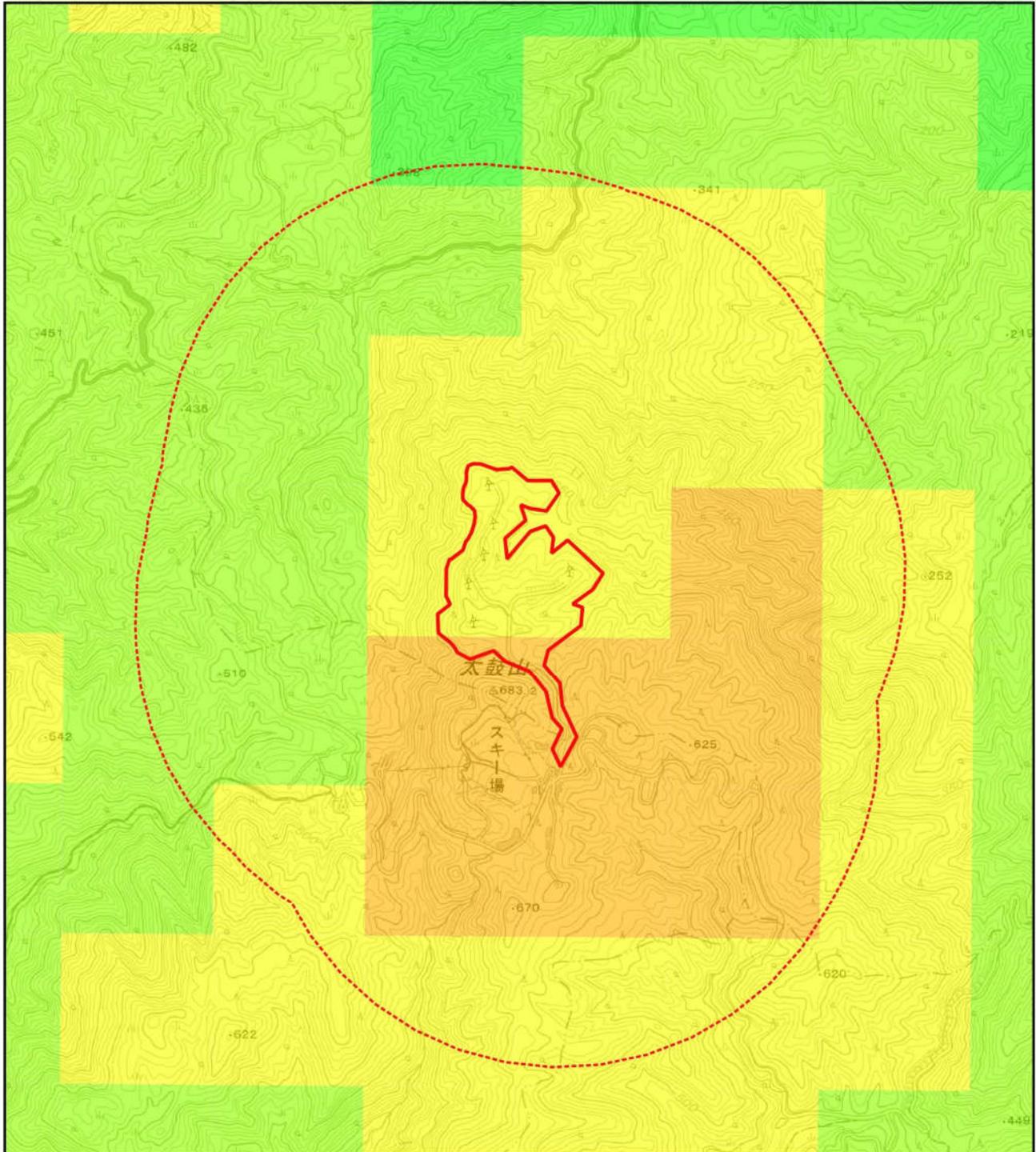
- 気象観測所
- ① アメダス間人
- ② アメダス峰山

- ▭ 対象事業実施区域
- ⋯ 基本的な調査対象範囲

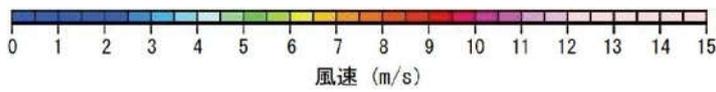


図 2.2.1-1 気象観測所位置図

出典等：「地域気象観測所一覧」（気象庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を使用して作成した。



凡例



- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.1-2 基本的な調査対象範囲における  
年間平均風速(地上高 50m)

出典等：「局所風況マップ」(NEDOが運営するホームページ  
最終閲覧月：令和2年7月)を使用して作成した。

## (2) 大気質の状況

「環境展望台 環境GIS 大気汚染状況の常時監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲において大気測定局はなかったため、参考として最寄りの大気測定局である京丹後測定局(対象事業実施区域の南西約15kmに位置)の結果を表2.2.1-2に、位置を図2.2.1-3に示す。

当該測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の4項目を対象に測定している。

平成25年度から29年度の年平均値の経年変化を見ると、二酸化窒素の1日平均値の年間98%値は、0.006～0.007ppmの間で推移している。また、すべての年度で環境基準に適合している。

平成25年度から29年度の年平均値の経年変化を見ると、浮遊粒子状物質の1日平均値の2%除外値は、0.040～0.061mg/m<sup>3</sup>の間で推移している。また、平成26年度のみ環境基準に適合していない。

平成25年度から29年度の年平均値の経年変化を見ると、光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値は、0.091～0.112ppmの間で推移している。また、すべての年度で環境基準に適合していない。

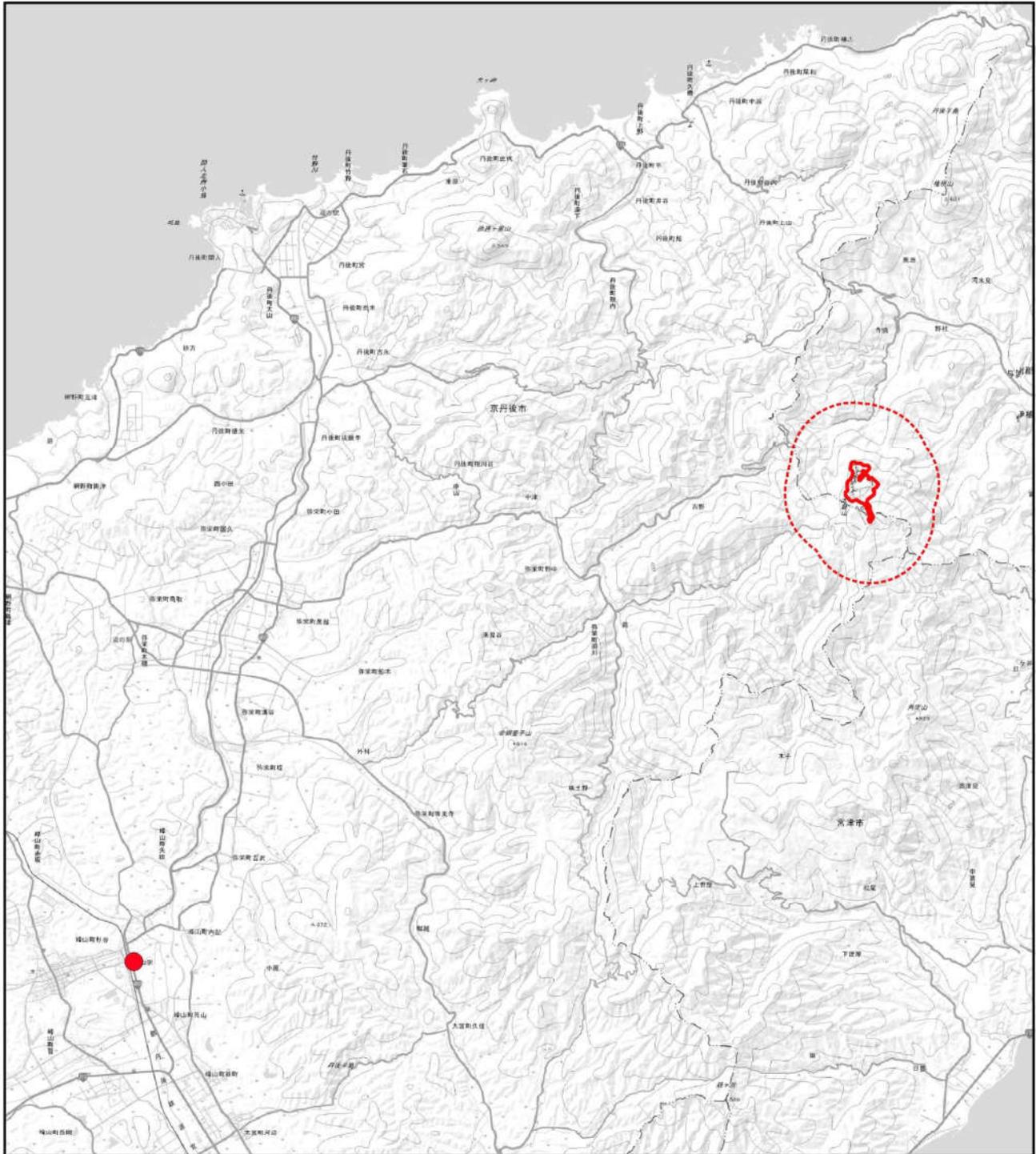
平成25年度から29年度の年平均値の経年変化を見ると、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の1日平均値の98%値は、24.6～34.0μg/m<sup>3</sup>の間で推移している。また、すべての年度で環境基準に適合している。

表2.2.1-2 大気質の測定結果

項目 年度	二酸化窒素		浮遊粒子状物質				光化学オキシダント			微小粒子状物質 (PM2.5)		
	ppm		mg/m <sup>3</sup>				ppm			μg/m <sup>3</sup>		
	日平均値の年間98%値	日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間(時間)	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	昼間の1時間値の最高値	1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)
平成25年度	0.007	0	0.107	0	0.061	0	0.107	361	59	12.0	34.0	7
平成26年度	0.007	0	0.217	1	0.048	0	0.106	527	73	11.2	31.5	3
平成27年度	0.006	0	0.100	0	0.046	0	0.112	422	63	11.1	27.5	0
平成28年度	0.007	0	0.117	0	0.045	0	0.091	332	56	10.3	25.3	0
平成29年度	0.007	0	0.197	0	0.040	0	0.109	422	65	10.4	24.6	1
環境基準	1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1時間値の日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				1時間値が0.06ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

出典等：「環境展望台 環境 GIS 大気汚染状況の常時監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。

「令和元年度版 京都府環境白書」(令和2年 京都府)によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の大気汚染に関する苦情受付件数は、伊根町0件、京丹後市1件、宮津市0件の計1件であった。



凡例

● 京丹後測定局

□ 対象事業実施区域

○ 基本的な調査対象範囲

2 0 2 4 km



図 2.2.1-3 大気測定局位置図

出典等：「環境展望台 環境GIS 大気汚染状況の常時監視結果」（国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を使用して作成した。

### (3) 騒音・超低周波音の状況

「環境展望台 環境GIS 自動車騒音の常時測定監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を用いて測定結果を整理した。

#### ①騒音の状況

基本的な調査対象範囲において騒音測定地点はなかった。

なお、参考として主要な交通ルートに最も近い自動車騒音測定地点の結果を表2.2.1-3に、位置を図2.2.1-4に示す。

環境基準が定められている調査地点では、全ての年度において環境基準値に適語言うしていた。

表2.2.1-3 自動車騒音の測定結果

項目 年度	調査地点住所	類型 指定	路線名	対象事業実 施区域まで の距離 (km)	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準 (デシベル)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
平成26年度	伊根町字本庄上 1206	-	一般国道 178 号	約 4.7km	58	47	-	-
平成27年度	伊根町字本庄上 607 番地	-	府道弥栄本庄線	約 4.5km	59	53	-	-
平成28年度	京丹後市峰山町丹波	-	一般国道 482 号	約 14km	67	59	-	-
平成29年度	京丹後市大宮町河辺	B	一般国道 312 号	約 15km	68	62	70	65
平成30年度	京丹後市網野町網野	B	一般国道 178 号	約 16km	68	58	70	65

注：「-」は類型指定がなされておらず、環境基準が定められていないことを示す。

出典等：「環境展望台 環境GIS 自動車騒音の常時測定監視結果」(国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。

「令和元年度版 京都府環境白書」(令和2年 京都府)によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の騒音に関する苦情受付件数は、伊根町0件、京丹後市1、宮津市0件の計1件であった。

#### ②超低周波音の状況

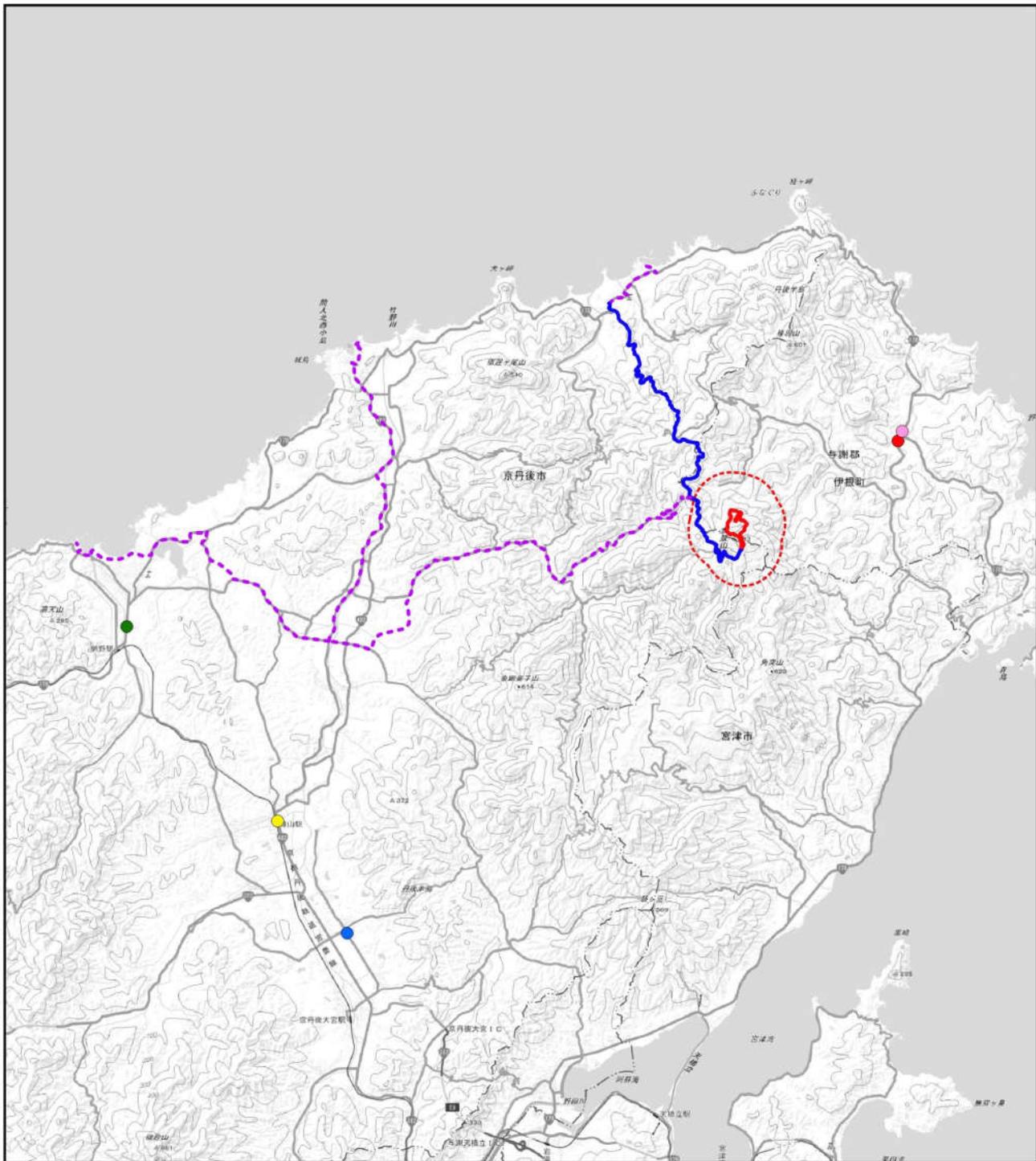
基本的な調査対象範囲において超低周波音の調査地点はなかった。

「令和元年度版 京都府環境白書」(令和2年 京都府)によると伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の超低周波音に関する苦情の集計はされていない。

### (4) 振動の状況

基本的な調査対象範囲において振動の測定地点はなかった。

「令和元年度版 京都府環境白書」(令和2年 京都府)によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の振動に関する苦情受付件数は0件であった。



凡例

自動車騒音測定地点

- 平成26年
- 平成27年
- 平成28年
- 平成29年
- 平成30年

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲
- 主要な交通ルート
- 準備書段階
- 方法書段階

2 0 2 4 6 8 km



図 2.2.1-4 自動車騒音測定地点位置図

出典等：「環境展望台 環境GIS 自動車騒音の常時監視結果」（国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を使用して作成した。

## 2.2.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

### (1) 水象の状況

「国土数値情報 河川及び流域メッシュ」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)及び「京都府丹後土木事務所管内図」(京都府丹後広域振興局が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を用いて、水象の状況を整理した。

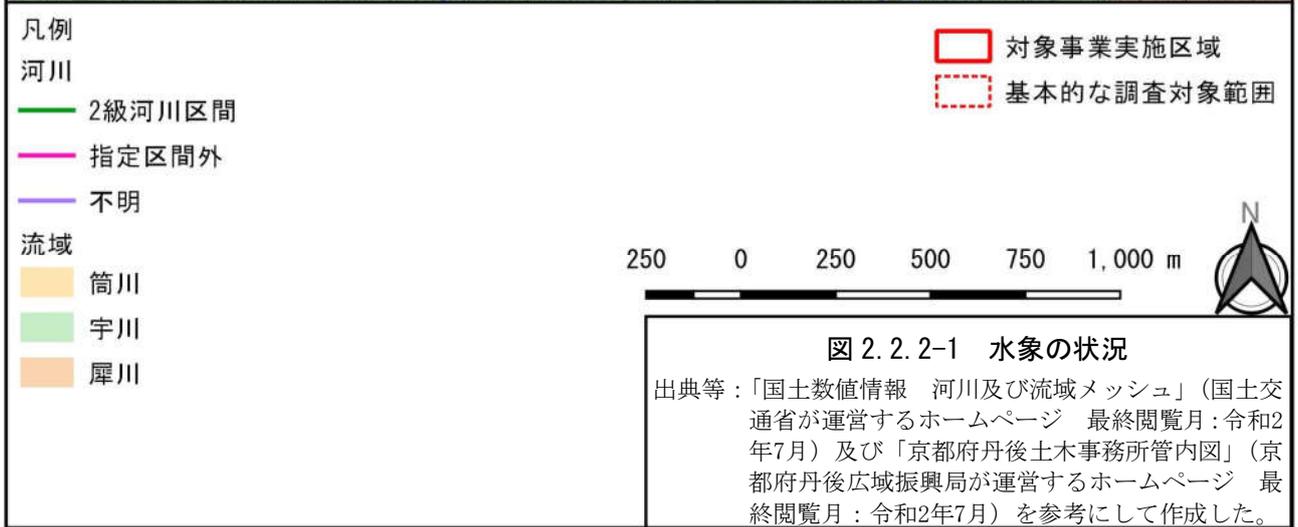
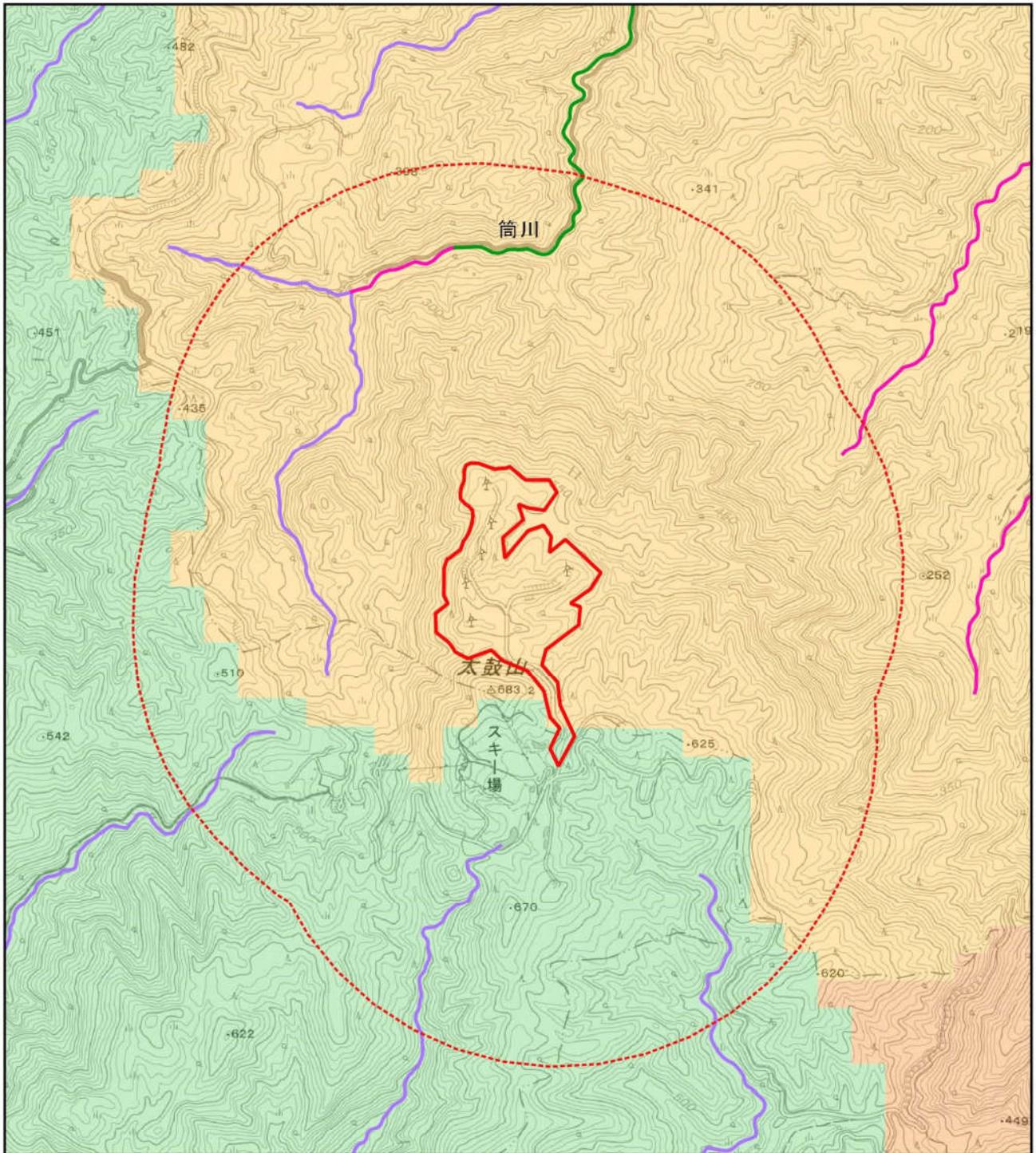
基本的な調査対象範囲における河川水系を表2.2.2-1に、水象の状況を図2.2.2-1に示す。

基本的な調査対象範囲には二級河川の筒川及びその支流、宇川水系の支流が存在する。なお、対象事業実施区域は、主に筒川の流域内に位置しており、南端の一部が宇川の流域に位置している。

表2.2.2-1 基本的な調査対象範囲における河川水系表

水系名	河川名	備考
筒川水系	筒川	2級河川

出典等：「国土数値情報 河川」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)及び「京都府丹後土木事務所管内図」(京都府丹後広域振興局が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



## (2) 水質の状況

「平成24年度～28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲及び対象事業実施区域が主に位置する筒川の下流域において、水質の測定は行われていない。

なお、参考として対象事業実施区域の北西約6.0kmに位置する最も近い水質測定地点の結果を表2.2.2-2及び表2.2.2-3に、位置を図2.2.2-2に示す。

平成26年度から平成30年度における経年変化を見ると、pHの測定結果は、6.2～8.3の間で推移している。また、概ね全ての測定日で環境基準に適合している。

平成26年度から平成30年度における経年変化を見ると、BODの測定結果は、<0.5～0.7mg/Lの間で推移している。また、全ての年度で環境基準に適合している。

平成26年度から平成30年度における経年変化を見ると、DOの測定結果は、7.9～13mg/Lの間で推移している。また、全ての測定日で環境基準に適合している。

平成26年度から平成30年度における経年変化を見ると、SSの測定結果は、<1～13mg/Lの間で推移している。また、全ての測定日で環境基準に適合している。

平成26年度から平成30年度における経年変化を見ると、大腸菌群数の測定結果は、230～70,000MNP/100mlの間で推移している。また、ほぼ全ての測定日で環境基準に適合していない。

表 2.2.2-2 水質の測定日（河川）

調査日 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	平成26年度	4/16	5/14	6/11	7/2	8/6	9/3	10/1	11/5	12/3	1/14	2/4
平成27年度	4/15	5/20	6/10	7/8	8/5	9/15	10/14	11/4	12/2	1/13	2/3	3/2
平成28年度	4/13	5/18	6/1	7/6	8/3	9/7	10/12	11/9	12/7	1/18	2/1	3/1
平成29年度	4/19	5/10	6/7	7/19	8/2	9/6	10/11	11/8	12/6	1/10	2/14	3/7
平成30年度	4/18	5/16	-	7/18	8/8	9/20	10/10	11/7	12/20	1/16	2/13	3/6

注：測定期間は4月から翌年3月までとする。

出典等：「平成26年度～30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表 2.2.2-3 水質の測定結果（河川）

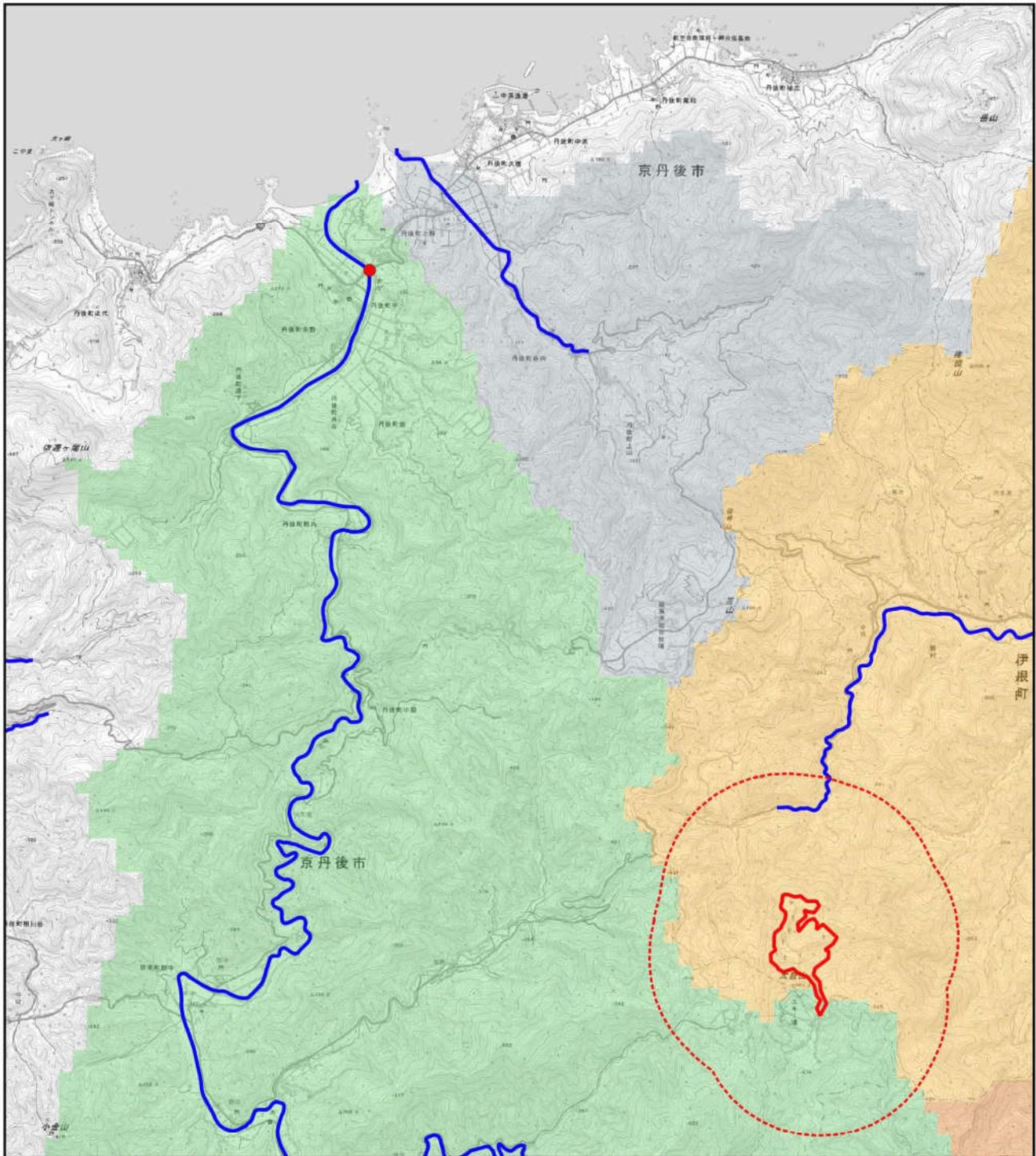
項目 年度	調査地点	pH（-）			BOD（mg/L）				
		最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	平均値	75%値	環境基準の適合
平成26年度	宇川 (宇川橋)	6.2	7.1	1/12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	○
平成27年度		6.4	7.5	1/12	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○
平成28年度		6.9	8.3	0/12	<0.5	0.7	0.5	<0.5	○
平成29年度		6.9	7.9	0/12	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○
平成30年度		6.9	7.6	0/11	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	○
宇川 環境基準A類型		6.5以上8.5以下			年間の75%値が2.0以下				

項目 年度	調査地点	DO（mg/L）			SS（mg/L）			大腸菌群数（MNP/100ml）		
		最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	m/n	最小値	最大値	m/n
平成26年度	宇川 (宇川橋)	8.0	12	0/12	<1	9	0/12	230	33,000	8/12
平成27年度		8.9	13	0/12	<1	4	0/12	330	23,000	10/12
平成28年度		7.9	13	0/12	<1	5	0/12	230	49,000	9/12
平成29年度		8.7	13	0/12	<1	13	0/12	230	70,000	9/12
平成30年度		8.5	12	0/11	<1	1	0/11	220	49,000	8/11
宇川 環境基準A類型		7.5以上			25以下			1,000以下		

注1：m・・・環境基準に適合しない検体数、n・・・総検体数

注2：「75%値」は、y個の日間平均値を数値の低いものから順に並べ替えて0.75×y番目となる数値を示す。

出典等：「平成26年度～30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

— 2級河川

流域

- 宇川
- 吉野川
- 犀川
- 筒川

対象事業実施区域

基本的な調査対象範囲

1                      0                      1                      2 km



図 2.2.2-2 水質の調査地点位置図

出典等：「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）及び「国土数値情報 河川」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考にして作成した。

### (3) 水底の底質の状況

基本的な調査対象範囲において水底の底質のダイオキシン類測定地点はなかった。

なお、参考として対象事業実施区域の北西約6.0kmに位置する最も近い水底の底質のダイオキシン類測定地点の結果を表2.2.2-4に示す。なお、調査地点は図2.2.2-2に示すとおりである。

近年では、平成29年度に調査が実施されており、環境基準に適合していた。

表2.2.2-4 水底の底質の測定結果

年度	項目	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
平成29年度		宇川 (宇川橋)	0.17
	環境基準		150

出典等：「平成29年度ダイオキシン類測定結果」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。

「令和元年度版 京都府環境白書」(令和2年 京都府)によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の水質汚濁に関する苦情受付件数は、伊根町0件、京丹後市3件、宮津市0件の計3件であった。

#### (4) 地下水に係る環境の状況

「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を用いて測定結果を整理した。

基本的な調査対象範囲には、地下水に係る水質測定地点はなかった。

なお、参考として、対象事業実施区域に最も近い調査地点における地下水水質測定結果を表2.2.2-5に、位置（メッシュ）を図2.2.2-3に示す。全ての項目において環境基準に適合していた。

表2.2.2-5 (1) 地下水の水質測定結果

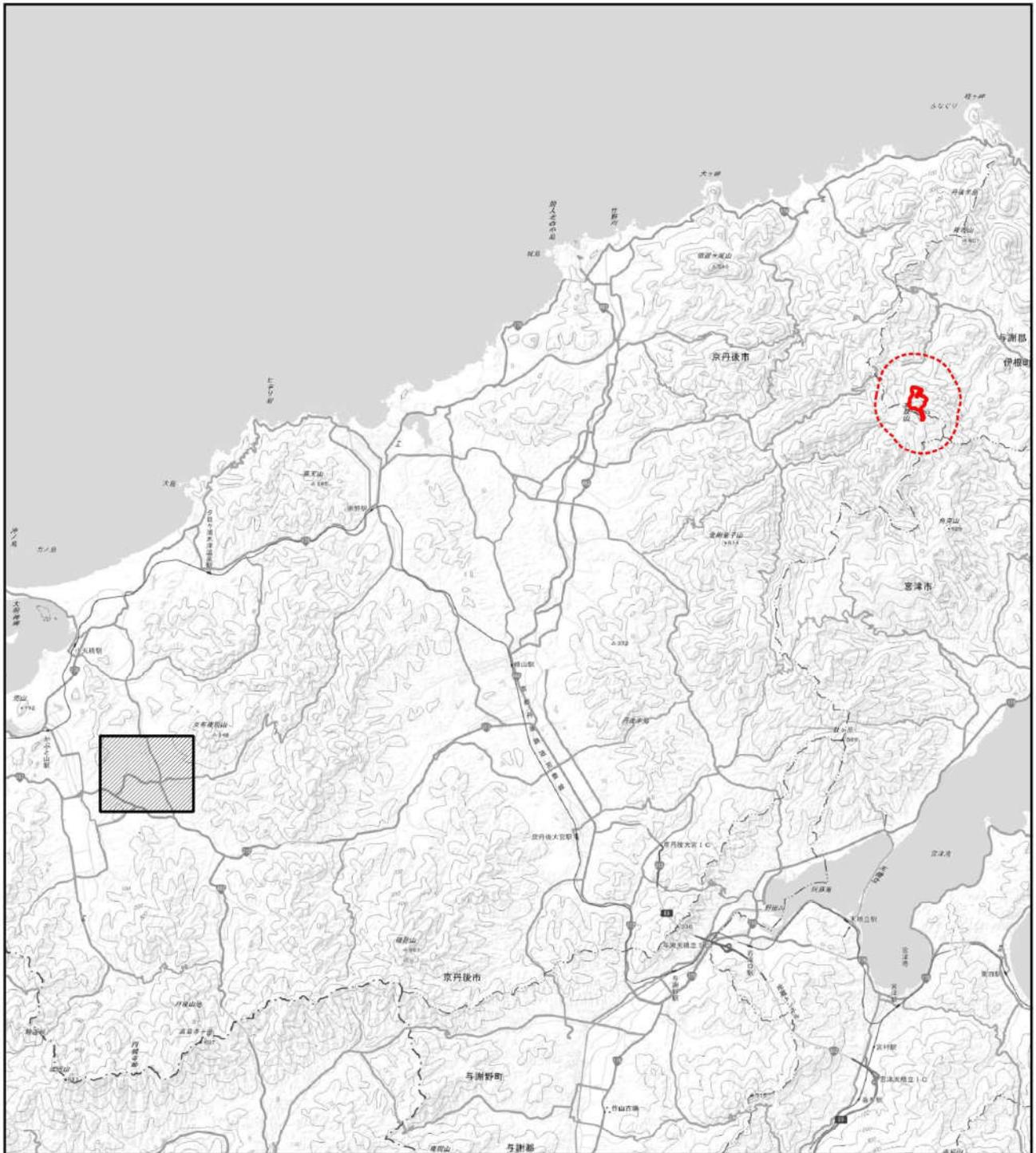
項目	測定地点：京丹後市	
	メッシュ番号	
	0802	
		環境基準
カドミウム	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	検出されないこと。
鉛	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.02	0.05mg/L以下
砒素	0.008	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	-	検出されないこと。
PCB	-	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002mg/L以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002mg/L以下

出典等：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

表2.2.2-5 (2) 地下水の水質測定結果

項目	測定地点：京丹後市	環境基準
	メッシュ番号	
	0802	
チウラム	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.2	10mg/L以下
ふっ素	0.09	0.8mg/L以下
ほう素	<0.1	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05mg/L以下

出典等：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

 地下水調査メッシュ

 対象事業実施区域

 基本的な調査対象範囲

2 0 2 4 6 8 10 km



図 2.2.2-3 地下水の調査メッシュ位置図

出典等：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
 (京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2  
 年7月)を参考にして作成した。

## 2.2.3 土壌及び地盤の状況

### (1) 土壌の状況

#### ①土壌の分布

基本的な調査対象範囲における土壌図を図2.2.3-1に示す。

基本的な調査対象範囲の大部分は乾性褐色森林土壌であり、北側には褐色森林土壌及び細粒灰色低地土壌が、南西側には褐色森林土壌が分布している。

対象事業実施区域の大部分は、乾性褐色森林土壌が分布している。

#### ②土壌汚染

「土壌汚染対策法について」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）によると、基本的な調査対象範囲では、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に規定する「要措置区域等」及び農用地土壌の汚染防止等に関する法律に規定する「農用地土壌汚染対策地域」に指定されている地域はなかった。

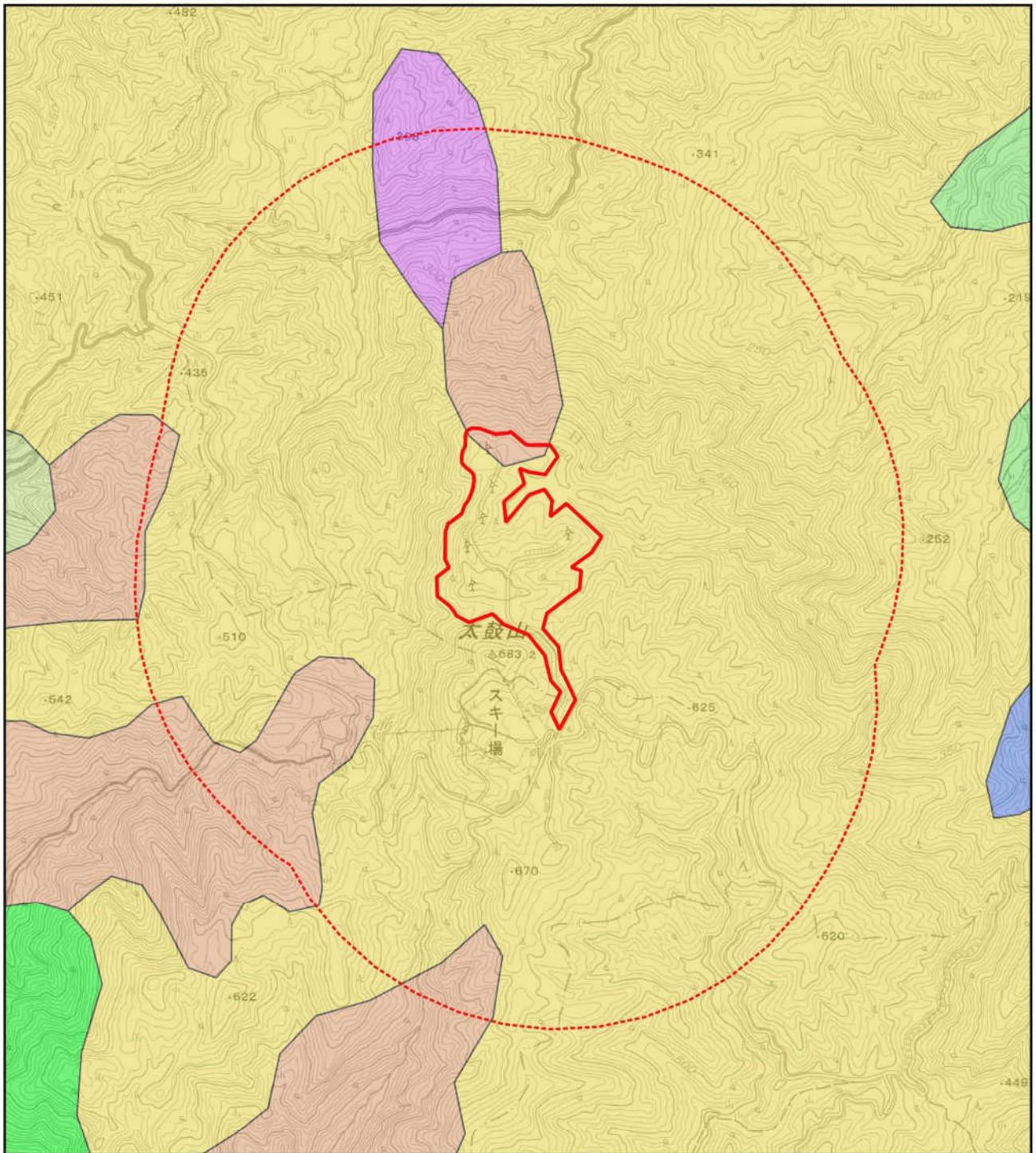
なお、令和2年7月1日時点において、京都府内では土壌汚染対策法に規定する要措置区域はなく、形質変更時要届出区域は5箇所が指定されている。

また、「令和元年度版 京都府環境白書」（令和2年 京都府）によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の土壌汚染に関する苦情受付件数は、0件であった。

### (2) 地盤の状況

基本的な調査対象範囲において、地盤沈下に関する情報は得られなかった。

「令和元年度版 京都府環境白書」（令和2年 京都府）によると、伊根町、京丹後市及び宮津市における平成30年度の地盤沈下に関する苦情受付件数は、0件であった。



凡例

- 灰色低地土壌
- 褐色森林土壌
- 乾性褐色森林土壌
- 岩石地
- 細粒グライ土壌
- 細粒灰色低地土壌
- 粗粒灰色低地土壌

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.3-1 土壌図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 土壌分類」（国土交通省国土政策局国土情報課）により作成した。

## 2.2.4 地形及び地質の状況

### (1) 地形の状況

#### ①地形区分の状況

「20万分の1土地分類基本調査 地形区分」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和2年7月)及び「日本の典型地形」(平成11年 (財)日本地図センター)を用いて、地形の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における地形分類区分を表2.2.4-1に、地形分類図及び典型地形の分布状況を図2.2.4-1に示す。

基本的な調査対象範囲においては、小起伏山地及び中起伏山地がそれぞれ調査対象範囲の概ね半分を占めている。対象事業実施区域内では、南西側が中起伏山地、北東側が小起伏山地となっている。

なお、基本的な調査対象範囲には典型地形は存在しなかった。

表2.2.4-1 基本的な調査対象範囲における地形区分

地形分類区分	
山地	小起伏山地
山地	中起伏山地

出典等:「20万分の1土地分類基本調査 地形区分」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和2年7月)のGISデータを参考に作成した。

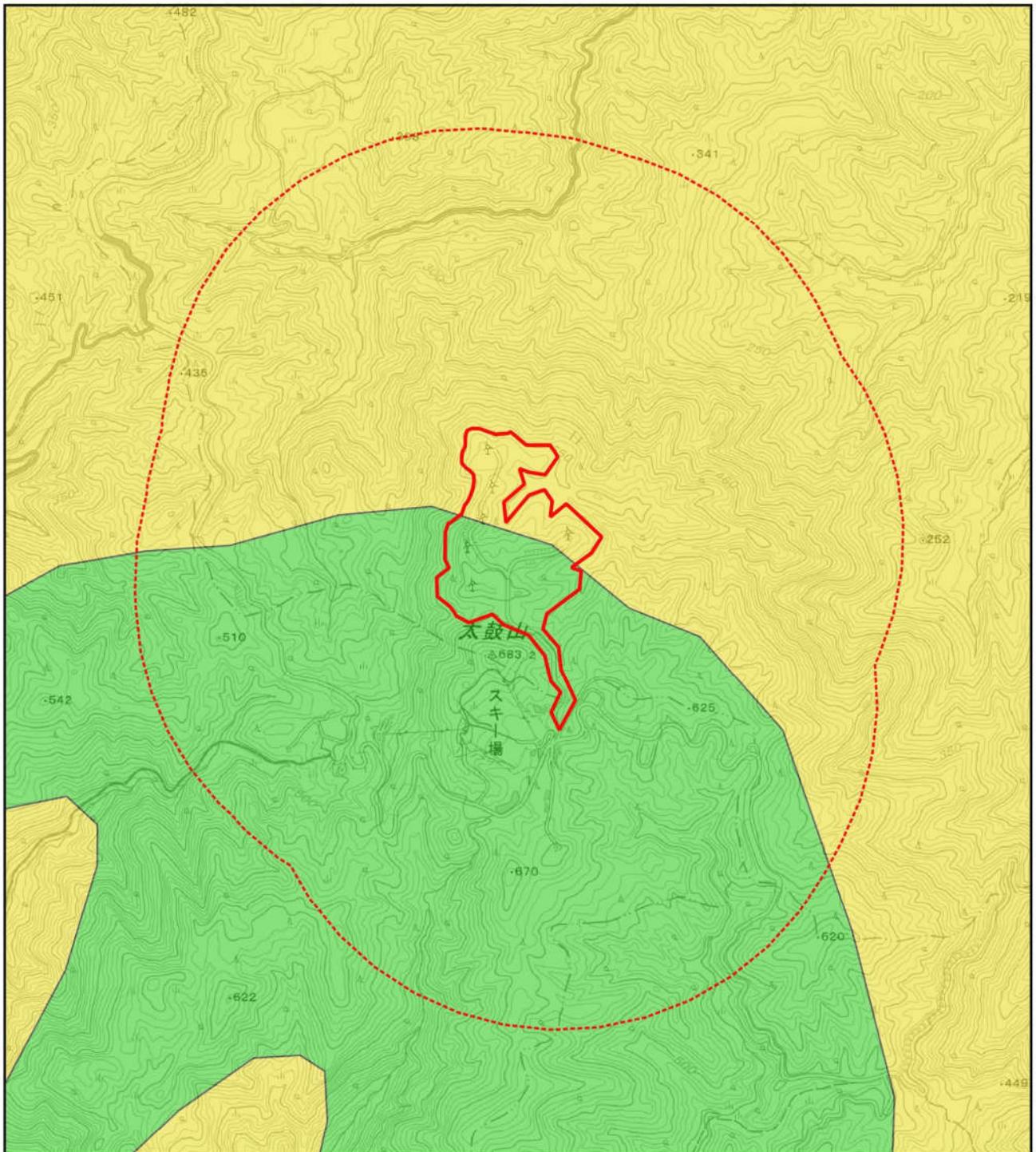
#### ②傾斜の状況

「国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータ」(国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月:令和2年7月)を用いて傾斜の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における傾斜メッシュ図を図2.2.4-2に示す。

基本的な調査対象範囲においては、平均傾斜角度 $5^{\circ}$ ～ $35^{\circ}$ のメッシュが分布している。また、対象事業実施区域内においては、平均傾斜角度は $10^{\circ}$ ～ $30^{\circ}$ のメッシュが分布している。対象事業実施区域の大部分は平均傾斜角度 $10^{\circ}$ ～ $15^{\circ}$ と緩傾斜であるが、西側の平均傾斜角度は $25^{\circ}$ ～ $30^{\circ}$ と大きくなっている。

なお、平均傾斜角度は、10mメッシュ標高をリサンプリングした50mメッシュ標高から算出する傾斜角度の平均値( $^{\circ}$ )である。



凡例

- 小起伏山地
- 中起伏山地

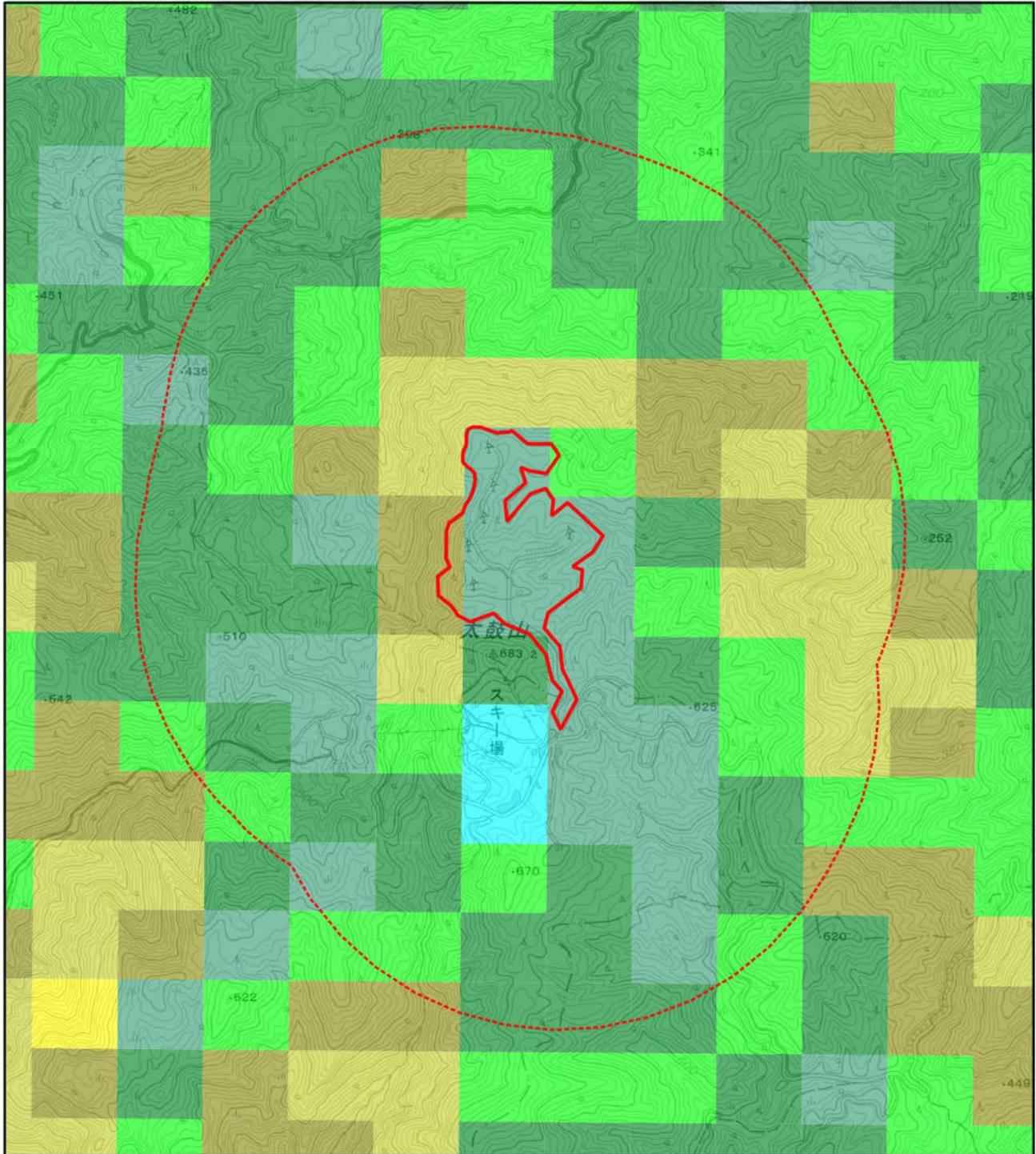
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.4-1 地形分類図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 地形区分」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)のGISデータを参考にして作成した。



凡例

- 5.0° ~ 10.0°
- 10.0° ~ 15.0°
- 15.0° ~ 20.0°
- 20.0° ~ 25.0°
- 25.0° ~ 30.0°
- 30.0° ~ 35.0°
- 35.0° ~ 40.0°

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.4-2 傾斜メッシュ図

出典等：「国土数値情報 標高・傾斜度5次メッシュデータ」（国土数値情報ダウンロードサービス 最終閲覧月：令和2年7月）のGISデータを参考にして作成した。

## (2) 地質の状況

「20万分の1土地分類基本調査 表層地質」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を用いて、地質の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における表層地質区分を表2.2.4-2に、表層地質図を図2.2.4-3に示す。

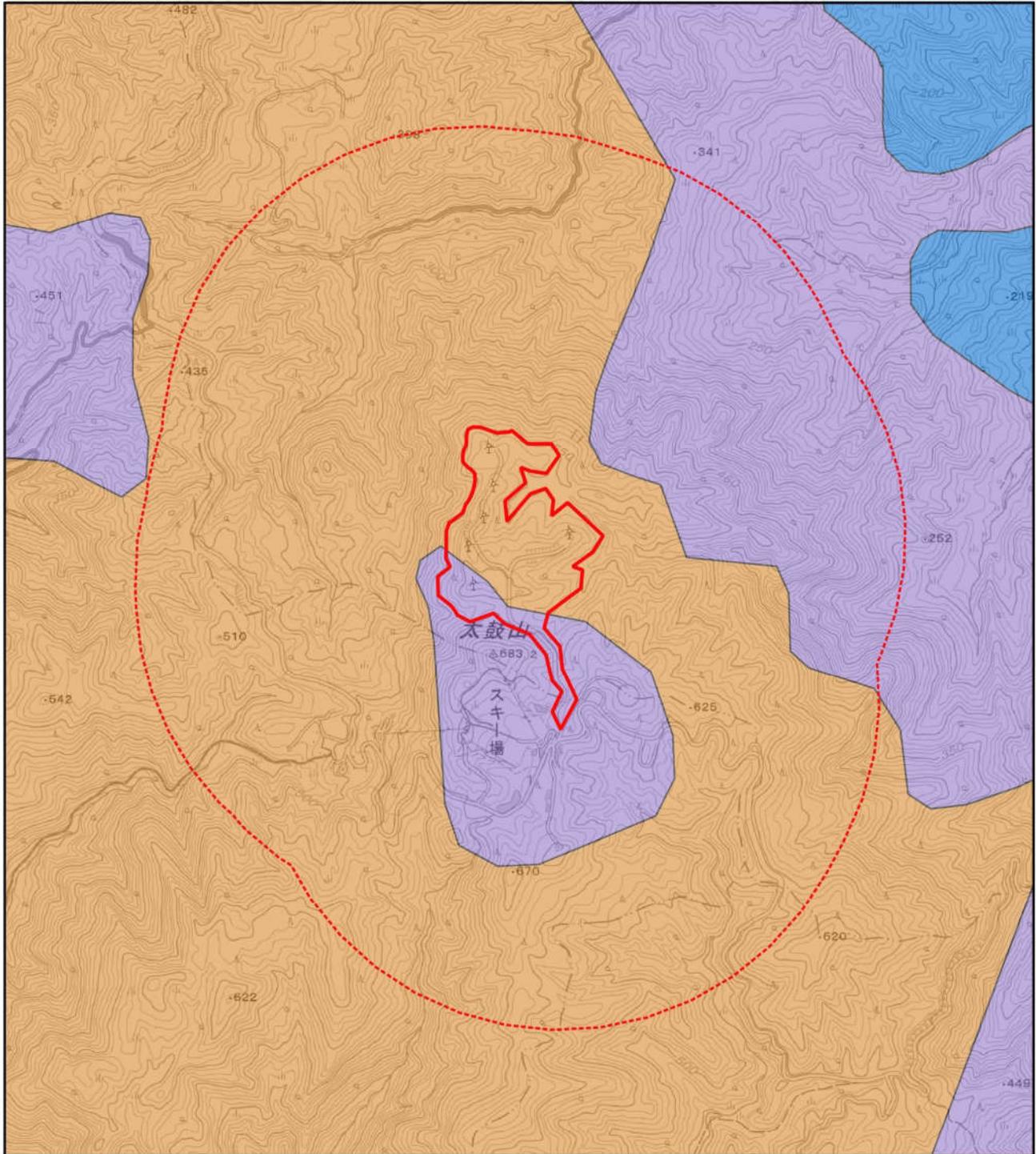
基本的な調査対象範囲においては主に安山岩質岩石がみられ、中央部及び東部に礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)が分布している。

対象事業実施区域における表層地質は主に安山岩質岩石であるが、南西部には礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)が分布している。

表2.2.4-2 基本的な調査対象範囲における表層地質区分

表層地質区分	
火山性	安山岩質岩石
固結堆	礫岩・砂岩・泥岩互層(新第三系)
火山性	流紋岩質岩石(TnRy)

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 表層地質」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)



凡例

- 安山岩質岩石
- 流紋岩質岩石 (TnRy) 33京都
- 礫岩・砂岩・泥岩互層 (新第三系) 33京都

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2. 2. 4-3 表層地質図

出典等：「20万分の1土地分類基本調査 表層地質」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)のGISデータを参考にして作成した。

(3) 重要な地形及び地質

表2.2.4-3に示す選定根拠によって、基本的な調査範囲における重要な地形及び地質を抽出した。

表2.2.4-3 重要な地形及び地質の資料及び選定根拠

選定根拠番号	資料及び選定根拠	発行等
1	文化財保護法において以下に指定されているもの	平成25年 法律第214号
	天然記念物【天】・・・学術上価値の高い地質鉱物として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されているもの 特別天然記念物【特天】・・・天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】・・・京都府教育委員会が県内に存する学術上価値の高い地質鉱物として京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】・・・伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い地質鉱物として伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】・・・京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い地質鉱物として京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
2	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
	天然記念物【宮市天】・・・宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって重要なものとして宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの	
3	日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形- で以下に該当するもの	平成12年 (株)古今書院
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【特典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
4	日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形- で以下に該当するもの	平成14年 (株)古今書院
	① 日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ② ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【準希】 ③ 多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【特典】 ④ 動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】	
4	京都府レッドデータブック2015 -地形・地質・自然現象- で以下に区分されるもの	平成27年 京都府
	地形 【消滅】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、既に破壊され、現存しない地形。 【消滅危惧】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現在著しく破壊されつつある地形、または大規模開発などによって破壊が危惧され、緊急に保護を必要とする地形。 【要注意】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後とも破壊が続けば消滅が危惧される地形。 【要继续保護】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点では保存が良好であり、今後とも保護を続けるべき地形。 地質 【消滅】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、既に破壊や掘削され現存しない地質。 【消滅寸前】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。 【消滅危惧】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、破壊が継続されれば、消滅が危惧される地質。または対象露頭は埋め立てられたが、そこに存在することが明らかなもの。 【要注意】・・・京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、学術的にはすべての地点に該当するが、ここでは特に期待される研究指針が指摘される地質。	

注) 【】は、本書における図中での略称を示す。

基本的な調査対象範囲において重要な地形及び地質は存在しなかった。

参考として、対象事業実施区域に最も近い重要な地形及び地質を表2.2.4-4に、位置を図2.2.4-4に示す。

対象事業実施区域から北東約4kmに位置する布引滝は、「京都府レッドデータブック2015 -地形・地質・自然現象-」（以下「京都府レッドデータブック2015」という。）において、今後も保護を続けるべき地形として選定されている。

表2.2.4-4 重要な地形及び地質の抽出結果

名称	地形項目	選定根拠1	選定根拠2	選定根拠3	選定根拠4	備考
布引滝	滝				要継続保護	

上記の選定根拠は以下を示す。

選定根拠1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）、「京都府文化財保護条例」（昭和56年 条例第27号）、「伊根町文化財保護条例」（昭和60年 条例第14号）、「京丹後市文化財保護条例」（平成16年 条例第121号）、「宮津市文化財保護条例」（昭和58年 条例第35号）

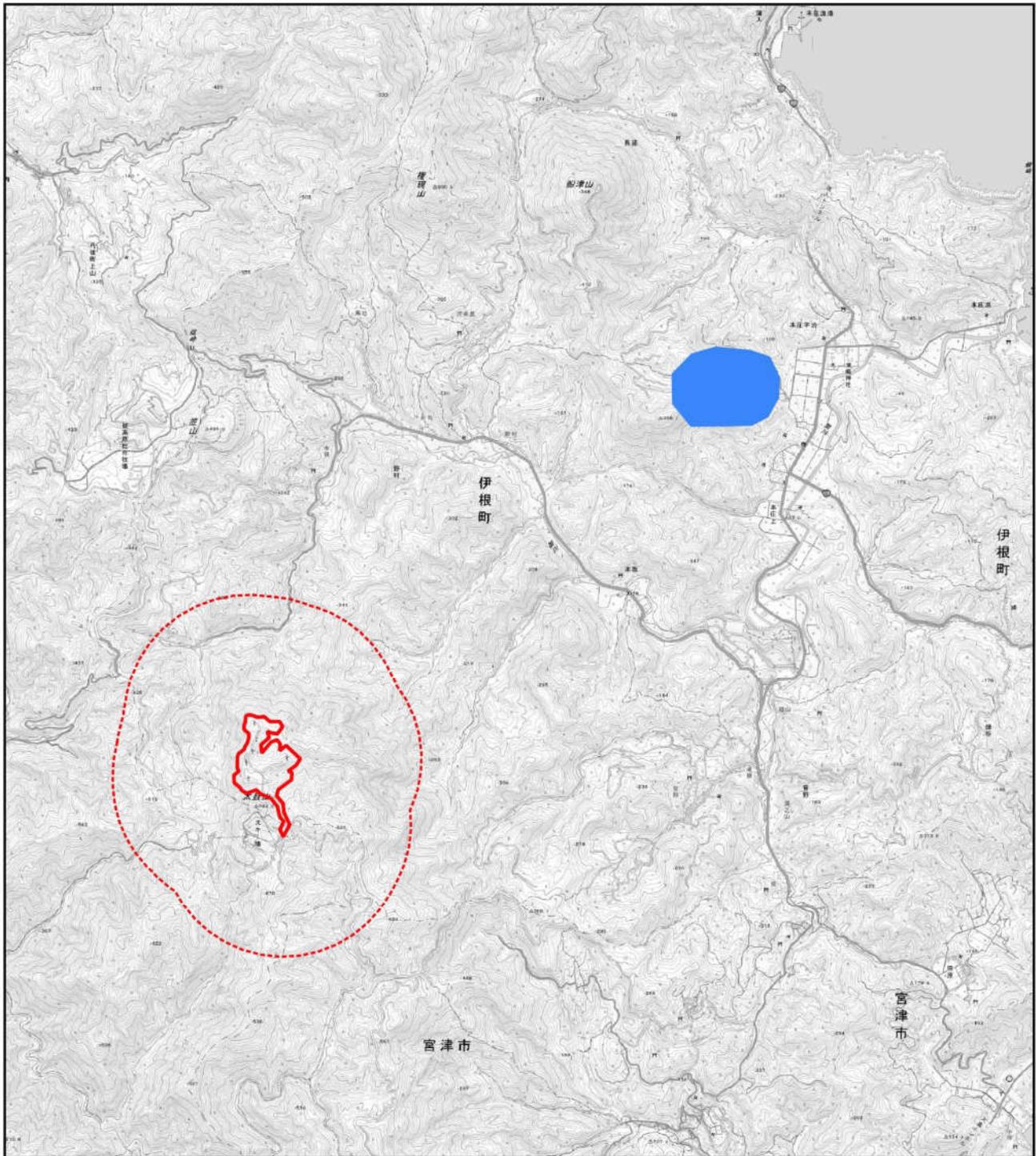
選定根拠2：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 -危機にある地形-」（平成12年 （株）古今書院）

選定根拠3：「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」（平成14年 （株）古今書院）

選定根拠4：「京都府レッドデータブック2015 -地形・地質・自然現象-」

#### (4) 重要な自然現象

京都府レッドデータブック2015によると、基本的な調査対象範囲において重要な自然現象はない。



凡例

■ 布引滝

□ 対象事業実施区域

□ 基本的な調査対象範囲

1 0 1 2 km



出典等：「文化遺産オンライン」（文化庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「日本の地形レッドデータブック 第1集」（平成12年（株）古今書院）、「日本の地形レッドデータブック 第2集」（平成14年（株）古今書院）及び「京都府レッドデータブック 2015 地形・地質・自然生態系編」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。

図 2.2.4-4 重要な地形及び地質位置図

## 2.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

### (1) 動物の生息状況

#### ①動物相の状況

##### ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲において、動物相の状況の把握に使用した資料を表 2.2.5-1 に、動物の抽出範囲を図 2.2.5-1 に示す。

調査に使用した資料は、可能な限り最新の知見で動物の分布情報が整理されており、専門家等で構成される検討会を経て作成されたものを使用した。

また、分布情報の精度を把握できるように、調査に使用した資料については、表 2.2.5-2 のとおり分類した。

表 2.2.5-1 (1) 動物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	動物の 地域概況調査範囲	調査対象 分類群
1	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 哺乳類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	哺乳類
2	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類	平成 13 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	爬虫類 両生類
3	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(トンボ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
4	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(チョウ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
5	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(ガ)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
6	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(甲虫)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
7	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫(セミ・水生半翅)類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	昆虫類
8	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 淡水魚類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	魚類
9	第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 陸産淡水産貝類	平成 14 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	底生動物
10	第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書	平成 16 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	鳥類
11	「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省) ( <a href="https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/">https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/</a> )	平成 16 年 環境省	対象事業実施区域 が該当する二次メ ッシュ	鳥類

注：「二次メッシュ」とは、昭 48 行政管理局告示第 143 号統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードに規定する「標準地域メッシュ」のうち、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図の図郭(約 10km×10km)に相当する範囲をいう。

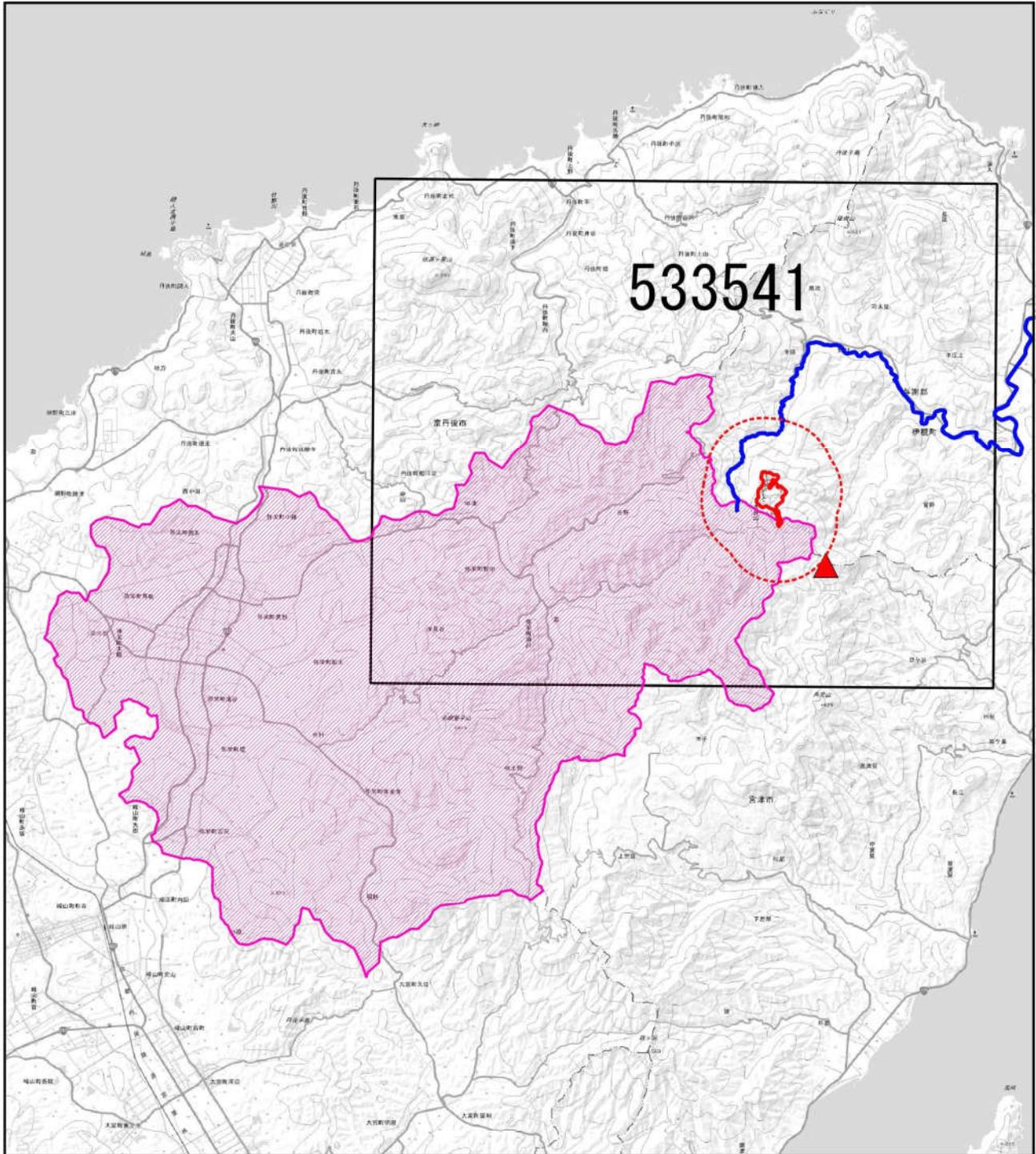
表 2.2.5-1 (2) 動物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	動物の 地域概況調査範囲	調査対象 分類群
12	筒川河川企画調査業務委託業務報告書	平成 10 年 京都府 宮津土木事務所	筒川	哺乳類 鳥類 爬虫類 両生類 昆虫類 魚類 底生動物
13	ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書	平成 7 年 京都府弥 栄町	旧弥栄町	哺乳類 鳥類 爬虫類 両生類 昆虫類 魚類 底生動物
14	一寸法師山・市民風車設置に関する環境 影響調査報告書	平成 21 年 自然エ ネルギー市民の会	一寸法師山	哺乳類 鳥類 爬虫類 両生類 昆虫類 魚類 底生動物

注：「二次メッシュ」とは、昭 48 行政管理庁告示第 143 号統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードに規定する「標準地域メッシュ」のうち、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図の図郭(約 10km×10km)に相当する範囲をいう。

表 2.2.5-2 調査範囲の区分

区分	調査範囲	該当する資料番号
A	筒川及び一寸法師山周辺	資料 12、14
B	旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ	資料 1～11、13



凡例

□ 対象事業実施区域が該当する二次メッシュ

▨ 旧弥栄町(現・京丹後市弥栄地区)

▲ 一寸法師山

— 筒川

□ 対象事業実施区域

⊘ 対象事業実施区域から1kmの範囲

2 0 2 4 km



図 2. 2. 5-1 動物の抽出範囲

## イ. 調査結果

文献その他の資料により抽出された主な動物を表2.2.5-3に示す。

なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

表 2.2.5-3 文献その他の資料により抽出された主な動物

分類群	抽出種数	主な抽出種
哺乳類	12科19種	ヒミズ、コウベモグラ、ユビナガコウモリ、ノウサギ、ニホンリス、シマリス、スミスネズミ、アカネズミ、カヤネズミ、ヌートリア、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ネコ、イノシシ、ホンドジカ
鳥類	44科131種	ヤマドリ、オシドリ、カイツブリ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、ホトトギス、ヨタカ、タゲリ、ユリカモメ、ミサゴ、トビ、オオタカ、フクロウ、カワセミ、ハヤブサ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ムクドリ、ジョウビタキ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等
爬虫類	5科9種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	6科15種	アベサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	192科757種	ホソミオツネトンボ、アオモンイトトンボ、ハグロトンボ、オニヤンマ、アキアカネ、ハラビロカマキリ、ササキリ、ケラ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、クマゼミ、シロヘリカメムシ、ヤマトシリアゲ、チャバネセセリ、オオムラサキ、スジグロシロチョウ、イエバエ、マイマイカブリ、ハンミョウ、タマムシ、ゲンジボタル、ゴマダラカミキリ、オトシブミ、クロヤマアリ、ニホンミツバチ等
魚類	15科37種	スナヤツメ、コイ、ギンブナ、オイカワ、ドジョウ、ナマズ、アカザ、アユ、ヤマメ、メダカ科の一種、カジカ、ドンコ、ウキゴリ、シマヨシノボリ、ヌマチチブ等
底生動物	60科128種	ナミウズムシ、シマイシビル、ミズムシ、ヌマエビ、サワガニ、エルモンヒラタカゲロウ、チラカゲロウ、モンカゲロウ、ヨシノマダラカゲロウ、カミムラカワゲラ、ナベブタムシ、ヘビトンボ、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、ニンギョウトビケラ、シジミガムシ、ツヤドロムシ属の一種、ヒラタドロムシ等

## ②重要な種及び注目すべき生息地

### ア. 重要な種

#### a. 重要な種の選定根拠

重要な動物の選定根拠を表 2.2.5-4 に示す。

また、重要種の分布情報の精度を把握できるよう、表 2.2.5-2 に示す確認区分で分類することとした。

表 2.2.5-4 (1) 重要な動物の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって重要なものとして宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの		
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下に指定されている種	平成4年 法律第75号
	国際希少野生動植物【際】…国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって政令で定めるもの 国内希少野生動植物【内】…個体が国内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの 緊急指定種【緊】…国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの。	
3	「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」において以下に指定されている種	平成19年 京都府条例第51号
	指定希少野生生物【指希】…絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があるものとして知事が指定するもの。	
4	「環境省レッドリスト2020」で以下に該当する種及び地域個体群	令和2年（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物）
	絶滅【EX】…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 野生絶滅【EW】…飼育・栽培下でのみ存続している種 絶滅危惧Ⅰ類【CR+EN】…絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧ⅠA類【CR】…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 絶滅危惧ⅠB類【EN】…ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 絶滅危惧Ⅱ類【VU】…絶滅の危険が増大している種 準絶滅危惧【NT】…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 情報不足【DD】…評価するだけの情報が不足している種 付属資料 絶滅のおそれのある地域個体群【LP】…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	

表 2.2.5-4 (2) 重要な動物の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
5	「京都府レッドデータブック 2015」京都府版レッドデータブックで以下に該当する種	平成 27 年 4 月 京都府
	絶滅種【絶滅】…府内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶滅寸前種【絶滅寸前】…府内において絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧種【危惧】…府内において絶滅の危機が増大している種 準絶滅危惧種【準絶】…府内において存続基盤が脆弱な種 要注目種【要注目】…府内の生息状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種	
6	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」で以下に該当する種（環境省カテゴリーに準ずる）	平成 10 年 3 月 水産庁
	希少種【希少】…存続基盤が脆弱な種・亜種 危急種【危急】…絶滅の危険が増大している種・亜種 絶滅危惧種【絶滅危惧】…絶滅の危機に瀕している種・亜種	

注：【】は、本書における図表中での略称を示す。

**b. 哺乳類の重要な種**

重要な哺乳類は表 2.2.5-5 に示すとおり、3 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ツキノワグマの 1 種であった。

**c. 鳥類の重要な種**

重要な鳥類は、表 2.2.5-6 に示すとおり、42 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ミサゴ、クマタカ、フクロウ、アカショウビン等を含む 39 種であった。

**d. 爬虫類の重要な種**

重要な爬虫類は、表 2.2.5-7 に示すとおり、7 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ニホンイシガメ、ニホントカゲ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシの 6 種であった。

**e. 両生類の重要な種**

重要な両生類は、表 2.2.5-8 に示すとおり、11 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ヒダサンショウウオ、ニホンアカガエル、トノサマガエル、カジカガエルの 4 種であった。

f. 昆虫類の重要な種

重要な昆虫類は、表 2.2.5-9 に示すとおり、34 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ハッチョウトンボ、ゲンジボタル、ヘイケボタルの 3 種であった。

g. 魚類の重要な種

重要な魚類は、表 2.2.5-10 に示すとおり、10 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、サケ、サツキマス、カマキリ（アユカケ）、ゴクラクハゼの 7 種であった。

h. 底生動物の重要な種

重要な底生動物は、表 2.2.5-11 に示すとおり、3 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、マシジミ、ヌマエビ、モクズガニの 3 種であった。

表 2.2.5-5 哺乳類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	ヒナコウモリ	ユビナガコウモリ					絶滅寸前		資料13		○
2	ネズミ	スミスネズミ					準絶		資料13		○
3	クマ	ツキノワグマ					絶滅寸前		資料1, 13, 14	○	○
計	3科	3種	0	0	0	0	3	0		1	3

注1: 上記の選定根拠は以下を示す。

- 1: 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3: 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
- 4: 「環境省レッドリスト2020」 (令和2年 環境省)
- 5: 「京都府レッドデータブック2015」 (平成27年 京都府)
- 6: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)

注2: 上記の出典は以下を示す。

- 資料 1: 「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 哺乳類」 (平成14年 環境省)
- 資料13: 「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
- 資料14: 「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)

注3: 上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
- 区分B: 旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省が運営するホームページ)に準拠した。

表 2.2.5-6 鳥類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	キジ	ウズラ				VU	絶滅寸前		資料14	○	
2		ヤマドリ					準絶		資料13, 14	○	○
3	カモ	オシドリ				DD	準絶		資料12, 13	○	○
4		ホオジロガモ					準絶		資料14	○	
5	カイツブリ	カイツブリ					準絶		資料13, 14	○	○
6	ハト	アオバト					準絶		資料13, 14	○	○
7	ウ	ヒメウ				EN	準絶		資料12	○	
8	クイナ	ヒクイナ				NT	危惧		資料14	○	
9		オオバン					準絶		資料14	○	
10	カッコウ	ジュウイチ					準絶		資料13, 14	○	○
11		ツツドリ					準絶		資料10, 13, 14	○	○
12		カッコウ					準絶		資料10, 13, 14	○	○
13	ヨタカ	ヨタカ				NT	危惧		資料13, 14	○	○
14	チドリ	タゲリ					準絶		資料13		○
15	シギ	イソシギ					準絶		資料12, 14	○	
16	カモメ	ウミネコ					要注目		資料12, 14	○	
17	ミサゴ	ミサゴ				NT	危惧		資料12, 14	○	
18	タカ	ハチクマ				NT	危惧		資料14	○	
19		ハイタカ				NT	準絶		資料13, 14	○	○
20		オオタカ			指希	NT	危惧		資料14	○	
21		サシバ				VU	危惧		資料10, 13, 14	○	○
22		ノスリ					準絶		資料12, 13	○	○
23		クマタカ		内		EN	危惧		資料11, 13, 14	○	○
24	フクロウ	コノハズク					絶滅寸前		資料13, 14	○	○
25		フクロウ					準絶		資料10, 14	○	○
26		アオバズク					準絶		資料14	○	
27	カワセミ	アカショウビン					危惧		資料10, 14	○	○
28		ヤマセミ					危惧		資料13, 14	○	○
29	ブッポウソウ	ブッポウソウ			指希	EN	絶滅寸前		資料13		○
30	キツツキ	アカゲラ					準絶		資料10, 13, 14	○	○
31	ハヤブサ	ハヤブサ		内		VU	危惧		資料13, 14	○	○
32	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	危惧		資料10, 13, 14	○	○
33	カササギヒタキ	サンコウチョウ					準絶		資料10, 13, 14	○	○
34	モズ	アカモズ				EN			資料13		○
35	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ					準絶		資料13, 14	○	○
36	ムクドリ	コムクドリ					危惧		資料12	○	
37	ヒタキ	マミジロ					危惧		資料10, 14	○	○
38		トラツグミ					準絶		資料13, 14	○	○
39		クロツグミ					準絶		資料10, 13, 14	○	○
40		コルリ					準絶		資料13, 14	○	○
41		コサメビタキ					危惧		資料13, 14	○	○
42	ホオジロ	クロジ					危惧		資料14	○	○
計	25科	42種	0	2	2	15	41	0		39	30

注1：上記の選定根拠は以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号 文化庁）
- 2：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号 文化庁）
- 3：「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年 条例第51号 京都府）
- 4：「環境省レッドリスト2020」（令和2年 環境省）
- 5：「京都府レッドデータブック2015」（平成27年 京都府）
- 6：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年 水産庁）

注2：上記の出典は以下を示す。

- 資料10：「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（平成16年 環境省）  
 資料11：「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」（環境省）（<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）  
 資料12：「簡川河川企画調査業務委託業務報告書」（平成10年 京都府宮津土木事務所）  
 資料13：「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」（平成7年 京都府弥栄町）  
 資料14：「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」（平成21年 自然エネルギー市民の会）

注3：上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A：簡川及び一寸法師山周辺  
 区分B：旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4：科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省）に準拠した。

表 2.2.5-7 爬虫類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	イシガメ	ニホンイシガメ				NT	要注目		資料12	○	
2		クサガメ					要注目		資料13		○
3	トカゲ	ニホントカゲ					要注目		資料2, 12, 13	○	○
4	ナミヘビ	アオダイショウ					要注目		資料12, 13	○	○
5		ジムグリ					要注目		資料14	○	
6		ヤマカガシ					準絶		資料13, 14	○	○
7	クサリヘビ	ニホンマムシ					要注目		資料12, 13, 14	○	○
計	4科	7種	0	0	0	1	7	0		6	5

注1: 上記の選定根拠は以下を示す。

- 1: 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3: 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
- 4: 「環境省レッドリスト2020」 (令和2年 環境省)
- 5: 「京都府レッドデータブック2015」 (平成27年 京都府)
- 6: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)

注2: 上記の出典は以下を示す。

- 資料 2: 「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類」 (平成13年 環境省)
- 資料12: 「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所)
- 資料13: 「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
- 資料14: 「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)

注3: 上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
- 区分B: 旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-8 両生類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	サンショウウオ	アベサンショウウオ	府天	内	指希	CR	絶滅寸前	絶滅危惧	資料13		○
2		ヒダサンショウウオ				NT	準絶		資料2, 13, 14	○	○
3		ハコネサンショウウオ						絶滅寸前	資料13		○
4	イモリ	アカハライモリ				NT	要注目		資料13		○
5	ヒキガエル	アズマヒキガエル					要注目		資料13		○
6	アカガエル	ニホンアカガエル					要注目		資料12, 13, 14	○	○
7		ヤマアカガエル					要注目		資料2, 13		○
8		トノサマガエル				NT	要注目		資料2, 12, 13	○	○
9		ツチガエル					要注目		資料13		○
10	アオガエル	シュレーゲルアオガエル					要注目		資料13		○
11		カジカガエル					要注目		資料12, 13, 14	○	○
計	5科	11種	1	1	1	4	11	1		4	11

注1: 上記の選定根拠は以下を示す。

- 1: 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号 文化庁)
- 2: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年 法律第75号 文化庁)
- 3: 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」 (平成19年 条例第51号 京都府)
- 4: 「環境省レッドリスト2020」 (令和2年 環境省)
- 5: 「京都府レッドデータブック2015」 (平成27年 京都府)
- 6: 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁編)」 (平成10年 水産庁)

注2: 上記の出典は以下を示す。

- 資料 2: 「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 両生類・爬虫類」 (平成13年 環境省)
- 資料12: 「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」 (平成10年 京都府宮津土木事務所)
- 資料13: 「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」 (平成7年 京都府弥栄町)
- 資料14: 「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」 (平成21年 自然エネルギー市民の会)

注3: 上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A: 筒川及び一寸法師山周辺
- 区分B: 旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4: 科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省)に準拠した。

表 2.2.5-9 昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	イトトンボ	セスジイトトンボ						要注目	資料13		○
2		オオイトトンボ						要注目	資料13		○
3	ヤンマ	カトリヤンマ						要注目	資料13		○
4	サナエトンボ	ミヤマサナエ						要注目	資料13		○
5		キヒロサナエ					NT	準絶	資料13		○
6		ヒラサナエ						要注目	資料3		○
7		ヒメサナエ						要注目	資料13		○
8	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ						準絶	資料3		○
9	トンボ	ハッチョウトンボ	府天					準絶	資料12, 13	○	○
10		ミヤマアカネ						準絶	資料13		○
11	ツユムシ	ヘリグロツユムシ						要注目	資料13		○
12	ケラ	ケラ						要注目	資料13		○
13	イトアメンボ	イトアメンボ					VU	危惧	資料13		○
14	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン					VU	危惧	資料13		○
15		オオムラサキ					NT	準絶	資料13		○
16	ジャノメチョウ	ヒメキマダラヒカゲ						準絶	資料4, 13		○
17	ヤマユガ	オナガミズアオ					NT		資料13		○
18	ガガンボ	ミカドガガンボ						要注目	資料13		○
19	ムシヒキアブ	オオイシアブ						要注目	資料13		○
20	オサムシ	オグラヒラタゴミムシ						要注目	資料13		○
21	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ					NT	危惧	資料13		○
22		ゲンゴロウ					VU		資料13		○
23		シマゲンゴロウ					NT		資料13		○
24		マダラシマゲンゴロウ					CR	絶滅寸前	資料13		○
25		ケシゲンゴロウ					NT		資料13		○
26	ミズスマシ	ミズスマシ					VU	危惧	資料13		○
27	ガムシ	ガムシ					NT	要注目	資料13		○
28	ホタル	ゲンジボタル						要注目	資料12, 13	○	○
29		ヘイケボタル						要注目	資料12, 13	○	○
30	ゴミムシダマシ	シワナガキマワリ						要注目	資料13		○
31	カミキリムシ	ホソツツリンゴカミキリ						要注目	資料13		○
32	アリ	トゲアリ					VU		資料13		○
33	ミツバチ	トラマルハナバチ本土亜種						準絶	資料13		○
34		クロマルハナバチ					NT	危惧	資料13		○
計	22科	34種	1	0	0	14	29	0		3	34

注1：上記の選定根拠は以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号 文化庁）
- 2：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号 文化庁）
- 3：「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年 条例第51号 京都府）
- 4：「環境省レッドリスト2020」（令和2年 環境省）
- 5：「京都府レッドデータブック2015」（平成27年 京都府）
- 6：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年 水産庁）

注2：上記の出典は以下を示す。

- 資料 3：「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫（トンボ）類」（平成14年 環境省）  
 資料 4：「第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動植物分布調査報告書 昆虫（チョウ）類」（平成14年 環境省）  
 資料12：「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」（平成10年 京都府宮津土木事務所）  
 資料13：「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」（平成7年 京都府弥栄町）

注3：上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A：筒川及び一寸法師山周辺  
 区分B：旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4：科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省）に準拠した。

表 2.2.5-10 魚類の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	ヤツメウナギ	スナヤツメ				VU		希少	資料13		○
2	ウナギ	ニホンウナギ			EN				資料12,13	○	○
3	コイ	ゲンゴロウブナ			EN				資料12	○	
4	ドジョウ	ドジョウ				NT			資料12,13	○	○
5	アカザ	アカザ				VU	危惧		資料13		○
6	サケ	サケ					要注目		資料12	○	
7		サツキマス				NT		絶滅危惧	資料12	○	
8	カジカ	カマキリ (アユカケ)	府天			VU	危惧		資料12	○	
9	ハゼ	ゴクラクハゼ					危惧		資料12	○	
計	8科	9種	1	0	2	5	4	2		7	4

注1：上記の選定根拠は以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号 文化庁）
- 2：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号 文化庁）
- 3：「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年 条例第51号 京都府）
- 4：「環境省レッドリスト2020」（令和2年 環境省）
- 5：「京都府レッドデータブック2015」（平成27年 京都府）
- 6：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年 水産庁）

注2：上記の出典は以下を示す。

- 資料12：「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」（平成10年 京都府宮津土木事務所）  
 資料13：「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」（平成7年 京都府弥栄町）

注3：上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A：筒川及び一寸法師山周辺  
 区分B：旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4：科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省）に準拠した。

表 2.2.5-11 底生動物の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	シジミ	マシジミ				VU	絶滅危惧		資料12	○	
2	ヌマエビ	ヌマエビ					絶滅危惧		資料12	○	
3	モクズガニ	モクズガニ					要注目		資料12	○	
計	3科	3種	0	0	0	1	3	0		3	0

注1：上記の選定根拠は以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号 文化庁）
- 2：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号 文化庁）
- 3：「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年 条例第51号 京都府）
- 4：「環境省レッドリスト2020」（令和2年 環境省）
- 5：「京都府レッドデータブック2015」（平成27年 京都府）
- 6：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年 水産庁）

注2：上記の出典は以下を示す。

- 資料12：「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」（平成10年 京都府宮津土木事務所）

注3：上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A：筒川及び一寸法師山周辺  
 区分B：旧弥栄町及び基本的な調査対象範囲を含む二次メッシュ

注4：科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省）に準拠した。

イ. 注目すべき生息地

a. 調査方法

表 2.2.5-12 に示す選定根拠により、注目すべき生息地を抽出した。

表2.2.5-12 (1) 注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって重要なものとして宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの		
2	「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」で定められた下記の基準によって指定された湿地	1975年 発効
	【基準1】 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地	
	【基準2】 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地	
	【基準3】 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地	
	【基準4】 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地	
	【基準5】 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地	
	【基準6】 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	
	【基準7】 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地	
	【基準8】 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地	
【基準9】 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地		
3	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地	環境省
	【基準1】 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合	
	【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合	
	【基準3】 多様な生物相を有している場合	
	【基準4】 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 【基準5】 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合	
4	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife InterNationalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地	BirdLife InterNational (財) 日本野鳥の会
	【基準1】 …世界的に絶滅の危機にある種が生息している。	
	【基準2】 …限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。	
	【基準3】 …あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 【基準4】 …多くの渡り鳥が利用／生息している。	

注：【 】は、本書における図中での略称を示す。

表2.2.5-12 (2) 注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
5	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONAL JAPANが以下の基準で選定した地域	CONSERVATION INTERNATIONAL JAPAN
	<p>【危機性】…国際自然保護連合 (IUCN) が作成しているIUCNレッドリストにおいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」に該当する種が1個体でも存在するサイト、または「危急 (VU)」に該当する種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト</p> <p>【非代替性 a】…世界で50,000km<sup>2</sup>以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト</p> <p>【非代替性 b】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性 c】…世界的個体数の1%がある特定の季節(時期)に集まるサイト</p> <p>【非代替性 d】…他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト</p>	

注：【 】は、本書における図中での略称を示す。

b. 調査結果

対象事業実施区域が位置する丹後半島全域は、国際自然保護連合 (IUCN) レッドリストにおいて「深刻な危機 (CR)、危機 (EN)」に該当する種が1個体でも存在するサイトとして、KBA (危機性) に選定されている (表 2.2.5-13)。

この他、基本的な調査対象範囲において注目すべき生息地は確認されなかった。

参考として、対象事業実施区域の南約 5km に位置する注目すべき生息地を表 2.2.5-13 に併記する。

表 2.2.5-13 注目すべき生息地

名称	選定根拠					備考
	1	2	3	4	5	
丹後半島					危機性	IUCNレッドリストの地域絶滅危惧種に分類された種が1個体でも存在する
大フケ湿原	宮市天		基準2			ハッチョウトンボ、オオコオイムシなどが生息

上記の選定根拠は、以下を示す。

- 1: 「文化財保護法」 (昭和25年 法律第214号)、「京都府文化財保護条例」 (昭和56年 条例第27号)、「伊根町文化財保護条例」 (昭和60年 条例第14号)、「京丹後市文化財保護条例」 (平成16年 条例第121号)、「宮津市文化財保護条例」 (昭和58年 条例第35号)
- 2: ラムサール条約 (特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約) (1975年発効)
- 3: 「日本の重要湿地500」 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月: 令和2年7月)
- 4: 「重要野鳥生息地 (IBA)」 (BirdLife InterNational、(公財) 日本野鳥の会が運営するホームページ 最終閲覧月: 令和2年7月)
- 5: 「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパンが運営するホームページ 最終閲覧月: 令和2年7月)

## (2) 植物の生育状況

### ①植物相の状況

#### ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲において、植物相の状況の把握に使用した資料を表 2.2.5-14に、植物の抽出範囲を図2.2.5-2に示す。

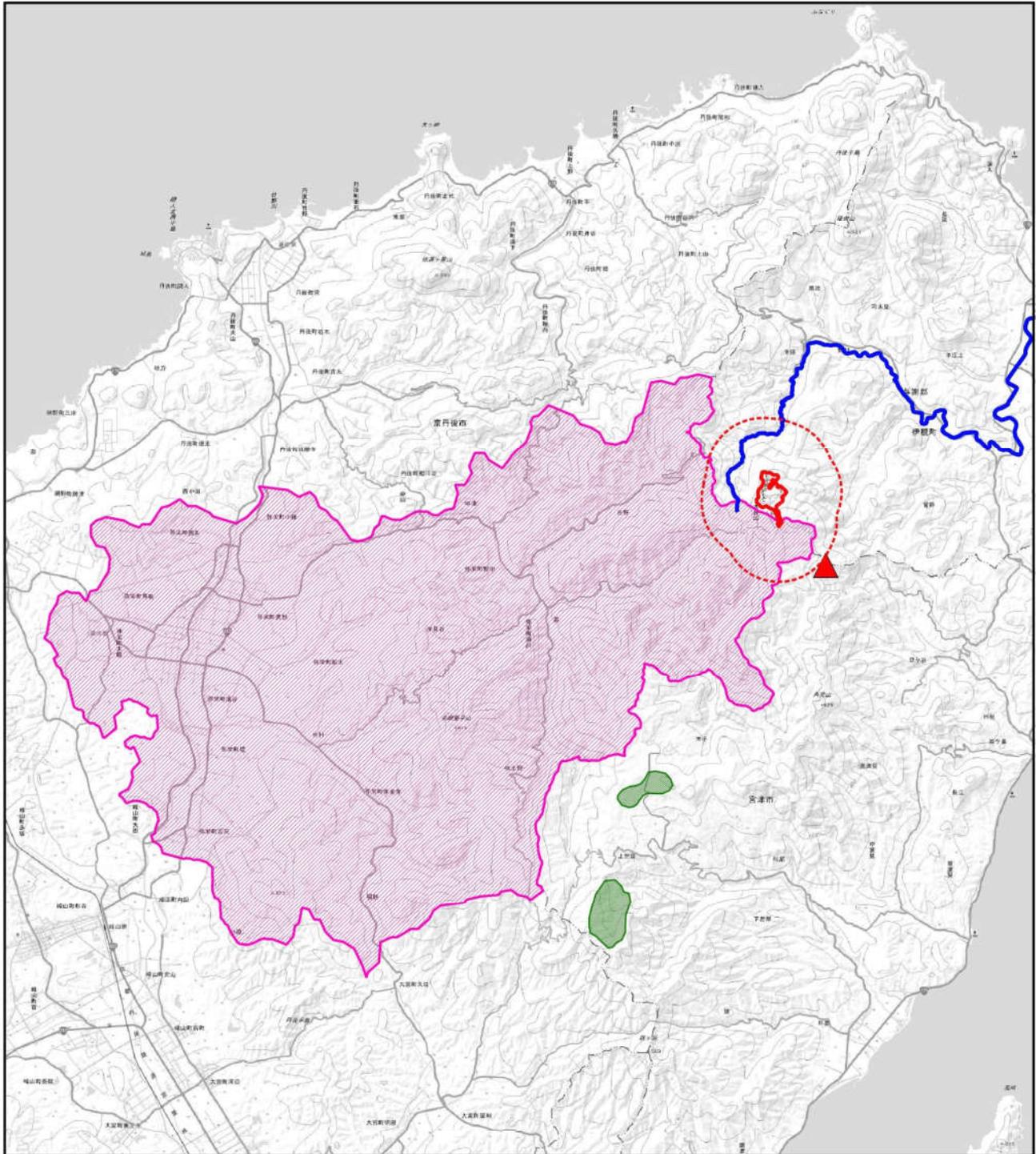
また、分布情報の精度を把握できるよう、調査に使用した資料については、表 2.2.5-15に示す抽出区分で分類することとした。

表 2.2.5-14 植物相の状況の把握に使用した資料

資料等 番号	文献等の名称	発行等	植物の 地域概況調査範囲
12	筒川河川企画調査業務委託業務報告書	平成 10 年 京都府宮津土木事務所	筒川
13	ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書	平成 7 年 京都府弥栄町	弥栄町
14	一寸法師山・市民風車設置に関する 環境影響調査報告書	平成 21 年 自然エネルギー市民の会	一寸法師山
15	上世屋 緑へのいざない 世屋高原 自然環境保全事業・植物調査報告書	平成 7 年 京都府	世屋高原自然環境保 全地域

表 2.2.5-15 調査範囲の区分

区分	調査範囲	該当する資料番号
A	筒川及び一寸法師山周辺	資料 12、14
B	旧弥栄町及び世屋高原	資料 13、15



凡例

 旧弥栄町(現・京丹後市弥栄地区)

 一寸法師山

 筒川

 世屋高原

 対象事業実施区域

 対象事業実施区域から1kmの範囲

2 0 2 4 km



図 2.2.5-2 植物の抽出範囲

## イ. 調査結果

文献その他の資料により、151科950種の植物が抽出された。

このうち、区分Aの資料の中では、農耕地、伐採跡地、樹林地などにみられる植物が205種確認されている。

なお、確認された種については資料編にリストを添付する。

## ②植生の状況

### ア. 調査方法

基本的な調査対象範囲における現存植生及び植生自然度を、表2.2.5-16に示す資料によって把握した。

表2.2.5-16 植生等の抽出に使用した資料

資料番号	資料の名称	発行等	調査対象範囲
1	第6～7回自然環境保全基礎調査 (植生調査) GISデータ	環境省生物多様性センター (最終閲覧月：令和2年7月)	対象事業実施区域及び その周囲1kmの範囲

## イ. 調査結果

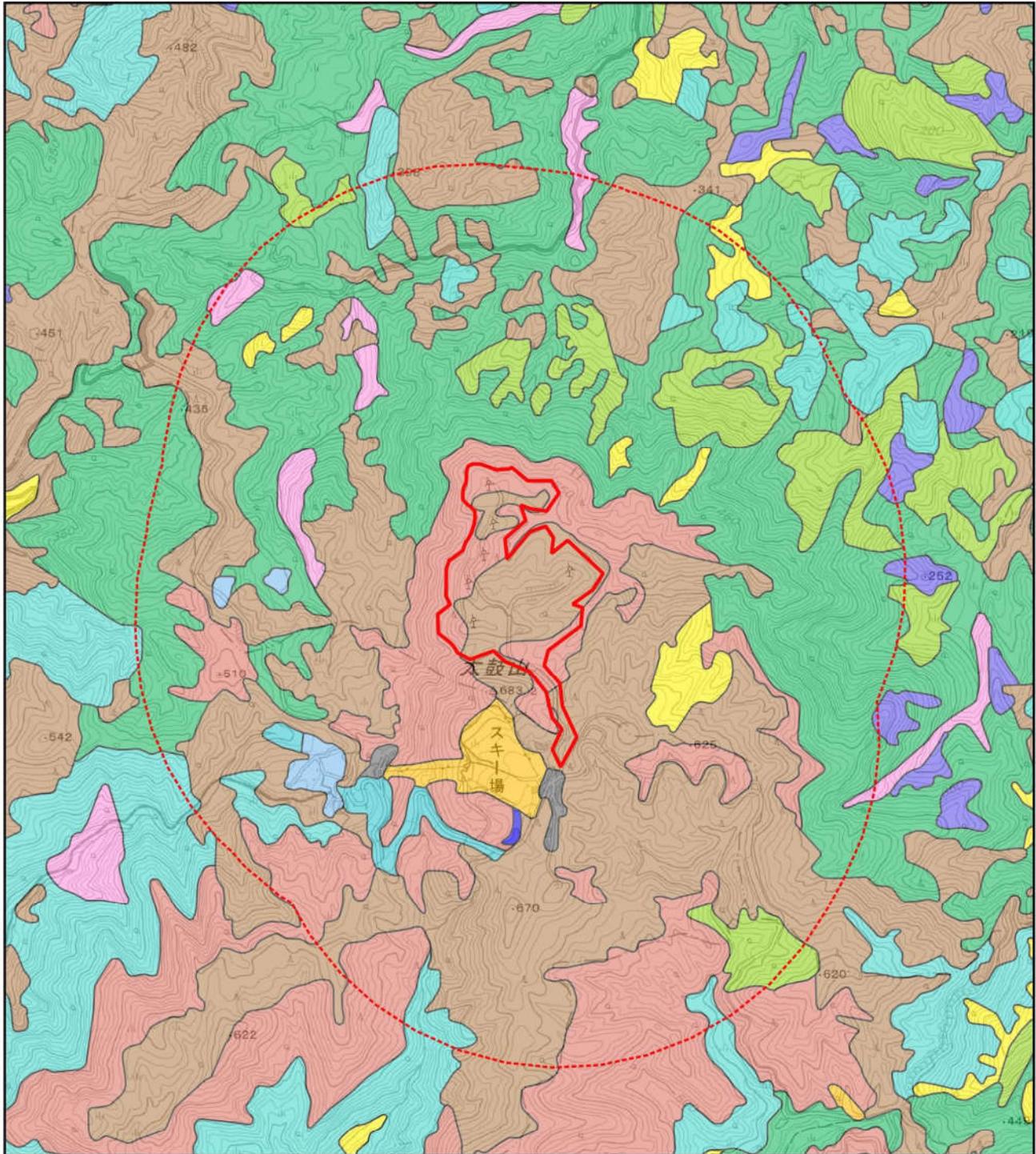
基本的な調査対象範囲における植生区分及び植生自然度等を表2.2.5-17に、現存植生図を図2.2.5-3に整理した。

対象事業実施区域は標高約500～600m前後に位置し、ヤブツバキクラス域に属している。対象事業実施区域内は主にスギ・ヒノキ・サワラ植林及びクリーミズナラ群集が分布している。

表2.2.5-17 基本的な調査対象範囲における植生自然度及びその内訳

群落	植生自然度	区分内容
ヒルムシロクラス	10	自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
チャボガヤケヤキ群集	9	自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
ユキグニミズバツツジーコナラ群集、 クリーミズナラ群集、ユキグニミツバ ツツジーアカマツ群集、アカシデーイ ヌシデ群落、竹林	7	一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
スギ・ヒノキ・サワラ植林	6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
ススキ群団 (VII)、ススキ群団 (V)	5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
路傍・空地雑草群落、伐採跡地群落 (VII)	4	シバ群落等の背丈の低い草原
—	3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
牧草地	2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
市街地	1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典等：自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供 (環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



凡例

- アカシデ - イヌシデ群落 (V)
- クリ - ミズナラ群集
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- ススキ群団 (V)
- ススキ群団 (V I I)
- チャボガヤ - ケヤキ群集
- ヒルムシロラス
- ユキグニミツバツツジ - アカマツ群集
- ユキグニミツバツツジ - コナラ群集
- 市街地
- 竹林
- 伐採跡地群落 (V I I)
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落

対象事業実施区域

基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.5-3 現存植生図

出典等：「第6～7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターが運営するホームページ）のGISデータを参考して作成した。

### ③重要な種及び重要な群落

#### ア. 重要な植物

##### a. 重要な種の選定根拠

重要な植物の選定根拠を表 2.2.5-18 に示す。

また、重要種の分布情報の精度を把握できるよう、表 2.2.5-15 に示すとおり分類した。

表 2.2.5-18 (1) 重要な植物の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和 25 年 法律第 214 号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】…京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】…伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】…京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）として京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
天然記念物【宮市天】…宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって重要なものとして宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの		
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下に指定されている種	平成 4 年 法律第 75 号
	国際希少野生動植物【際】…国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって政令で定めるもの 国内希少野生動植物【内】…個体が国内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの 緊急指定種【緊】…国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの。	
3	「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」において以下に指定されている種	平成19年 京都府条例第51号
	指定希少野生生物【指希】…絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があるものとして知事が指定するもの。	
4	「環境省レッドリスト 2020」で以下に該当する種及び地域個体群	令和 2 年（維管束植物）
	絶滅【EX】…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅【EW】…飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧Ⅰ類【CR+EN】…絶滅の危機に瀕している種	
	絶滅危惧ⅠA類【CR】…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	
	絶滅危惧ⅠB類【EN】…ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	
	絶滅危惧Ⅱ類【VU】…絶滅の危険が増大している種	
	準絶滅危惧【NT】…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足【DD】…評価するだけの情報が不足している種 付属資料 絶滅のおそれのある地域個体群【LP】…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		

表 2. 2. 5-18 (2) 重要な植物の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
5	「京都府レッドデータブック 2015」京都府版レッドデータブックで以下に該当する種	平成 27 年 4 月 京都府
	絶滅種【絶滅】…府内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶滅寸前種【絶滅寸前】…府内において絶滅の危機に瀕している種 絶滅危惧種【危惧】…府内において絶滅の危機が増大している種 準絶滅危惧種【準絶】…府内において存続基盤が脆弱な種 要注目種【要注目】…府内の生息状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種	
6	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」で以下に該当する種（環境省カテゴリーに準ずる）	平成 10 年 3 月 水産庁
	希少種【希少】…存続基盤が脆弱な種・亜種 危急種【危急】…絶滅の危険が増大している種・亜種 絶滅危惧種【絶滅危惧】…絶滅の危機に瀕している種・亜種	

注：【】は、本書における図表中での略称を示す。

#### b. 重要な種

重要な植物は表 2. 2. 5-19 に示すとおり、106 種が抽出された。

このうち、分布情報の精度が区分 A であるものは、キヌヤナギ、ミズタガラシ、ヤマブドウ、ジャコウソウ、クルマバハグマ、ナツエビネの 6 種であった。

表 2.2.5-19 (1) 植物の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
1	ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ						要注目	資料15		○
2	オシダ	コバノカナワラビ						要注目	資料13		○
3	メシダ	ハコネシケチシダ						絶滅寸前	資料15		○
4		イワデンダ						危惧	資料13		○
5	ウラボシ	ミヤマノキシノブ						要注目	資料13		○
6	ヤナギ	キヌヤナギ						危惧	資料12	○	
7	カバノキ	ミズメ						準絶	資料13, 15		○
8	ヤドリギ	ヤドリギ						危惧	資料13		○
9	タデ	ナガバノウナギツカミ					NT	危惧	資料15		○
10		サデクサ						準絶	資料13		○
11		ネバリタデ						危惧	資料13		○
12		オオイタドリ						準絶	資料15		○
13		ノダイオウ					VU		資料13		○
14	マツブサ	マツブサ						準絶	資料13, 15		○
15	キンボウゲ	フクジュソウ				指希		絶滅寸前	資料13, 15		○
16		ミスミソウ					NT	危惧	資料13		○
17		イヌショウマ						準絶	資料13, 15		○
18		サラシナショウマ						要注目	資料13		○
19		クサボタン						準絶	資料13, 15		○
20		トリガタハンショウヅル						準絶	資料15		○
21		サンインシロカネソウ						絶滅寸前	資料13, 15		○
22	メギ	ルイヨウボタン						準絶	資料15		○
23	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ						準絶	資料13		○
24	オトギリソウ	ミズオトギリ						準絶	資料13		○
25	ケシ	キケマン						準絶	資料13		○
26	アブラナ	ミズタガラシ						準絶	資料12, 13	○	○
27	ベンケイソウ	アポイミセバヤ					DD		資料13		○
28	ユキノシタ	チシマネコノメ						準絶	資料13		○
29		マルバウツギ						要注目	資料13		○
30		ウメバチソウ						危惧	資料15		○
31		ジンジソウ						準絶	資料13		○
32		ハルユキノシタ						準絶	資料13		○
33	バラ	ヤマブキショウマ						準絶	資料13, 15		○
34		オオウラジロノキ						準絶	資料15		○
35	マメ	ヤマフジ						準絶	資料13		○
36	カエデ	メグスリノキ						危惧	資料13		○
37	ニシキギ	ムラサキマユミ						危惧	資料13, 15		○
38	クロウメモドキ	クロウメモドキ						準絶	資料13, 15		○
39	ブドウ	ヤマブドウ						要注目	資料12, 13	○	○
40	ジンチョウゲ	コショウノキ						準絶	資料15		○
41		カラスシキミ						準絶	資料13		○
42	スマレ	エイザンスミレ						絶滅寸前	資料13		○
43		ヒゴスミレ						準絶	資料13, 15		○
44	セリ	ドクゼリ						準絶	資料13, 15		○
45		ヌマゼリ					VU	絶滅	資料15		○
46		ヒカゲミツバ						準絶	資料13		○
47	イチヤクソウ	ウメガサソウ						危惧	資料13		○
48	ツツジ	レンゲツツジ						準絶	資料13, 15		○
49	エゴノキ	ハクウンボク						要注目	資料13, 15		○
50	ハイノキ	クロミノニシゴリ						絶滅寸前	資料13		○
51	リンドウ	リンドウ						要注目	資料13, 15		○
52		ハルリンドウ						絶滅寸前	資料13		○
53		フデリンドウ						危惧	資料13		○
54		センブリ						要注目	資料13, 15		○
55	ミツガシワ	ミツガシワ						要注目	資料13		○

表 2.2.5-19 (2) 植物の重要な種

No.	科名	種名	選定根拠						出典	分布情報の精度	
			1	2	3	4	5	6		A	B
56	ガガイモ	スズサイコ				NT	危惧	資料13		○	
57		コバノカモメヅル					危惧	資料15		○	
58	ムラサキ	ムラサキ				EN	絶滅寸前	資料13		○	
59	シソ	ジャコウソウ					準絶	資料13, 14, 15	○	○	
60		テンニンソウ					要注目	資料13		○	
61		ハッカ					準絶	資料13		○	
62		タジマタムラソウ				VU	準絶	資料13, 15		○	
63	ゴマノハグサ	シオガマギク					絶滅寸前	資料15		○	
64	ハマウツボ	ナンバンギセル					要注目	資料13		○	
65	オミナエシ	オミナエシ					準絶	資料13		○	
66	キキョウ	ソバナ					準絶	資料13, 15		○	
67		ヤマホタルブクロ					危惧	資料13		○	
68		バアソブ				VU		資料13, 15		○	
69		キキョウ				VU	絶滅寸前	資料13		○	
70	キク	オクモミジハグマ					要注目	資料15		○	
71		カワラハハコ					絶滅寸前	資料15		○	
72		オオヨモギ					要注目	資料15		○	
73		オオモミジガサ					危惧	資料15		○	
74		クルマバハグマ					準絶	資料14	○		
75		ハバヤマボクチ					絶滅寸前	資料13		○	
76	オモダカ	ヘラオモダカ					準絶	資料13, 15		○	
77		アギナシ				NT	危惧	資料13		○	
78	トチカガミ	ヤナギスブタ					危惧	資料13		○	
79	ユリ	アサツキ					要注目	資料13		○	
80		シライトソウ					準絶	資料13, 15		○	
81		ノカンゾウ					危惧	資料13		○	
82		ツクバネソウ					準絶	資料13, 15		○	
83		ユキザサ					準絶	資料13		○	
84		タマガワホトトギス					要注目	資料15		○	
85	アヤメ	カキツバタ				NT	準絶	資料15		○	
86	イグサ	ハリコウガイゼキショウ					準絶	資料15		○	
87	イネ	ヤマアワ					危惧	資料13		○	
88		シバ					要注目	資料13		○	
89	サトイモ	ヒロハテンナンショウ					危惧	資料15		○	
90	ミクリ	ミクリ				NT	危惧	資料13		○	
91	カヤツリグサ	マツバスゲ					要注目	資料15		○	
92		アオバスゲ					準絶	資料13		○	
93		ミカヅキグサ					危惧	資料15		○	
94		コマツカサススキ					危惧	資料13		○	
95		サンカクイ					要注目	資料13, 15		○	
96		ラン	エビネ				NT	要注目	資料13		○
97	ナツエビネ					VU	危惧	資料14, 15	○	○	
98	キンラン					VU	危惧	資料13		○	
99	カキラン						準絶	資料15		○	
100	アケボノシユスラン						準絶	資料13, 15		○	
101	ミズトンボ					VU	危惧	資料15		○	
102	ジガバチソウ						危惧	資料15		○	
103	コクラン						要注目	資料13		○	
104	コケイラン						危惧	資料13, 15		○	
105	ミズチドリ						絶滅寸前	資料15		○	
106		トキシソウ				NT	危惧	資料15		○	
計	50科	106種	0	0	1	18	103	0	6	104	

注1：上記の選定根拠は以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号 文化庁）
- 2：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号 文化庁）
- 3：「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（平成19年 条例第51号 京都府）
- 4：「環境省レッドリスト2020」（令和2年 環境省）
- 5：「京都府レッドデータブック2015」（平成27年 京都府）
- 6：「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（水産庁編）」（平成10年 水産庁）

注2：上記の抽出区分及び資料は以下のとおりである。

- 資料12：「筒川河川企画調査業務委託業務報告書」（平成10年 京都府官津土木事務所）  
 資料13：「ふるさと弥栄の自然 弥栄町自然環境調査報告書」（平成7年 京都府弥栄町）  
 資料14：「一寸法師山・市民風車設置に関する環境影響調査報告書」（平成21年 自然エネルギー市民の会）  
 資料15：「上世屋 緑へのいざない 世屋高原自然環境保全事業・植物調査報告書」（平成7年 京都府）

注3：上記の分布情報の精度は以下を示す。

- 区分A：筒川及び一寸法師山周辺  
 区分B：旧弥栄町及び世屋高原

注4：科、種名の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省）に準拠した。

## イ. 重要な群落等

### a. 重要な群落等の選定根拠

重要な群落等の選定根拠を表 2.2.5-20 に示す。

表 2.2.5-20 重要な群落等の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和25年 法律第214号
	天然記念物【天】・・・学術上価値の高い植物（自生地を含む）として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】・・・天然記念物のうち特に重要なもの	
	「京都府文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和56年 条例第27号
	天然記念物【府天】・・・京都府教育委員会が府内に存する学術上価値の高い植物（自生地を含む）として 京都府文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「伊根町文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和60年 条例第14号
	天然記念物【町天】・・・伊根町教育委員会が町内に存する学術上価値の高い植物（自生地を含む）として 伊根町文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「京丹後市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成16年 条例第121号
	天然記念物【京市天】・・・京丹後市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い植物（自生地を含む）として 京丹後市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「宮津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和58年 条例第35号
天然記念物【宮市天】・・・宮津市教育委員会が市内に存する記念物のうち、市にとって重要なものとして 宮津市文化財保護条例に基づき指定したもの		
2	「自然環境保全基礎調査」（環境省）において、以下の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落または個体群	環境省
	【A】原生林もしくはそれに近い自然林 【B】国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 【C】比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 【D】砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの 【E】郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの 【F】過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの 【G】乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 【H】その他、学術上重要な植物群落または個体群	
	「自然環境保全基礎調査」（環境省）において、以下の基準に該当する単木、樹林、並木	環境省
	・原則として地上から1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木	
	「自然環境保全基礎調査」（環境省）において、以下に該当する自然植生	環境省
	・植生自然度 10・・・自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 ・植生自然度 9・・・自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	
	林野庁が指定する下記の「保護林」	林野庁
林野庁が原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野 【生態系】・・・森林生態系保護地域 【生物群集】・・・生物群集保護林 【希少生物】・・・希少個体群保護林		

注：【 】は、本書における図表中での略称を示す。

b. 重要な群落等

重要な群落等の選定状況を表 2.2.5-21 に示す。

基本的な調査対象範囲では、植生自然度 9 以上の植生及び巨樹・巨木林（1 箇所）が確認された。特定植物群落等、その他の重要な群落等は確認されなかった。

また、対象事業実施区域においては、重要な群落等は確認されなかった。

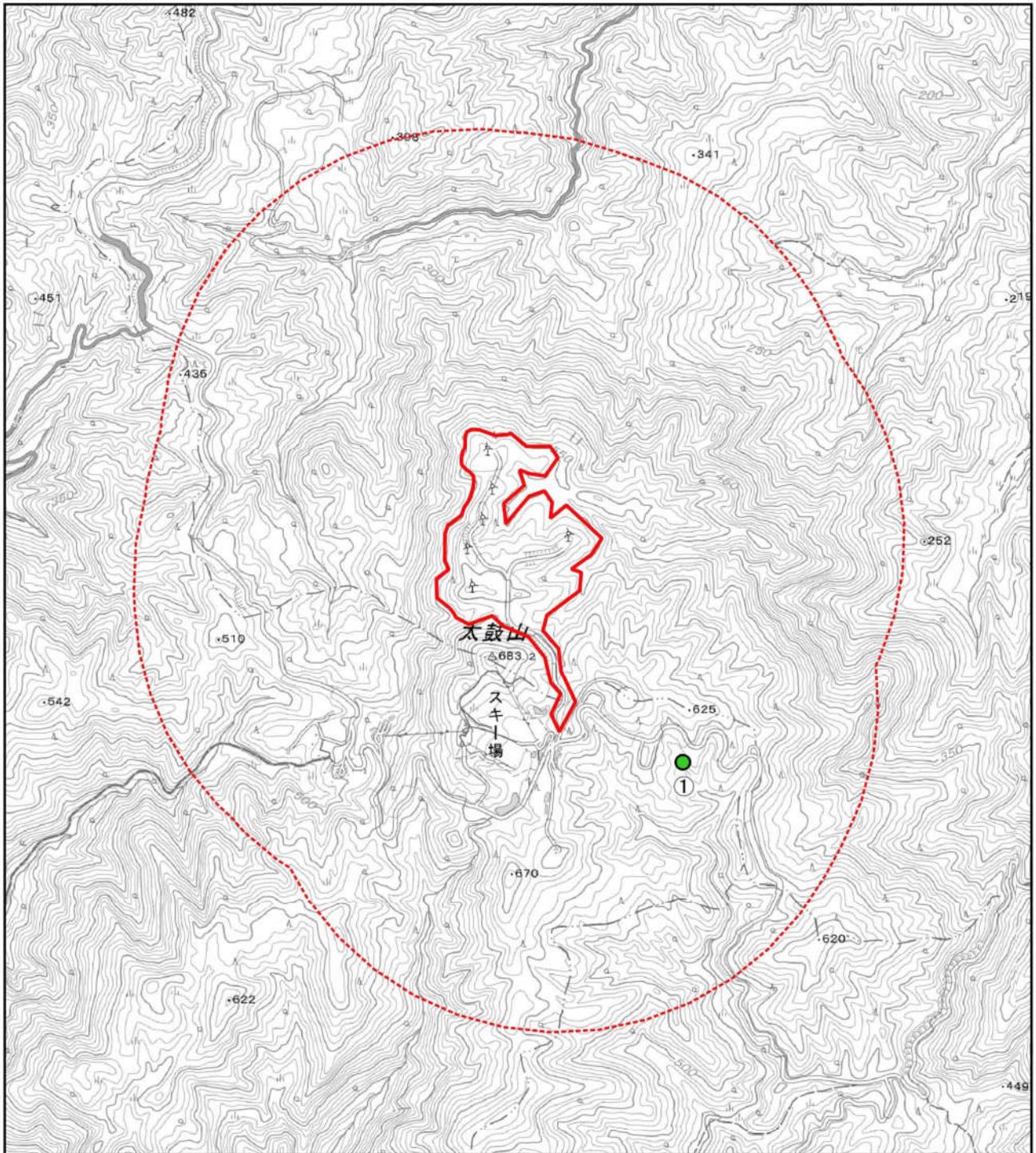
基本的な調査対象範囲で確認された重要な植物群落等（特定植物群落、巨樹・巨木林）を図 2.2.5-4 に、植生自然度 9 以上の植生分布を図 2.2.5-5 に示す。

表 2.2.5-21 重要な群落等

名称等	選定根拠					備考
	1	2	3	4	5	
スギ			○			幹周310cm、樹高34m
ヒルムシロクラス				○		植生自然度10
チャボガヤケヤキ群集				○		植生自然度9

上記の選定根拠は、以下を示す。

- 1：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）、「京都府文化財保護条例」（昭和56年 条例第27号）、  
「伊根町文化財保護条例」（昭和60年 条例第14号）、「京丹後市文化財保護条例」（平成16年 条例第121号）、  
「宮津市文化財保護条例」（昭和58年 条例第35号）
- 2：「自然環境保全基礎調査」における特定植物群落（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）
- 3：「自然環境保全基礎調査」における巨樹・巨木林（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）
- 4：「自然環境保全基礎調査」における植生自然度9以上の植生（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）
- 5：「保護林」（林野庁が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）



凡例

- 巨樹・巨木
- ①スギ

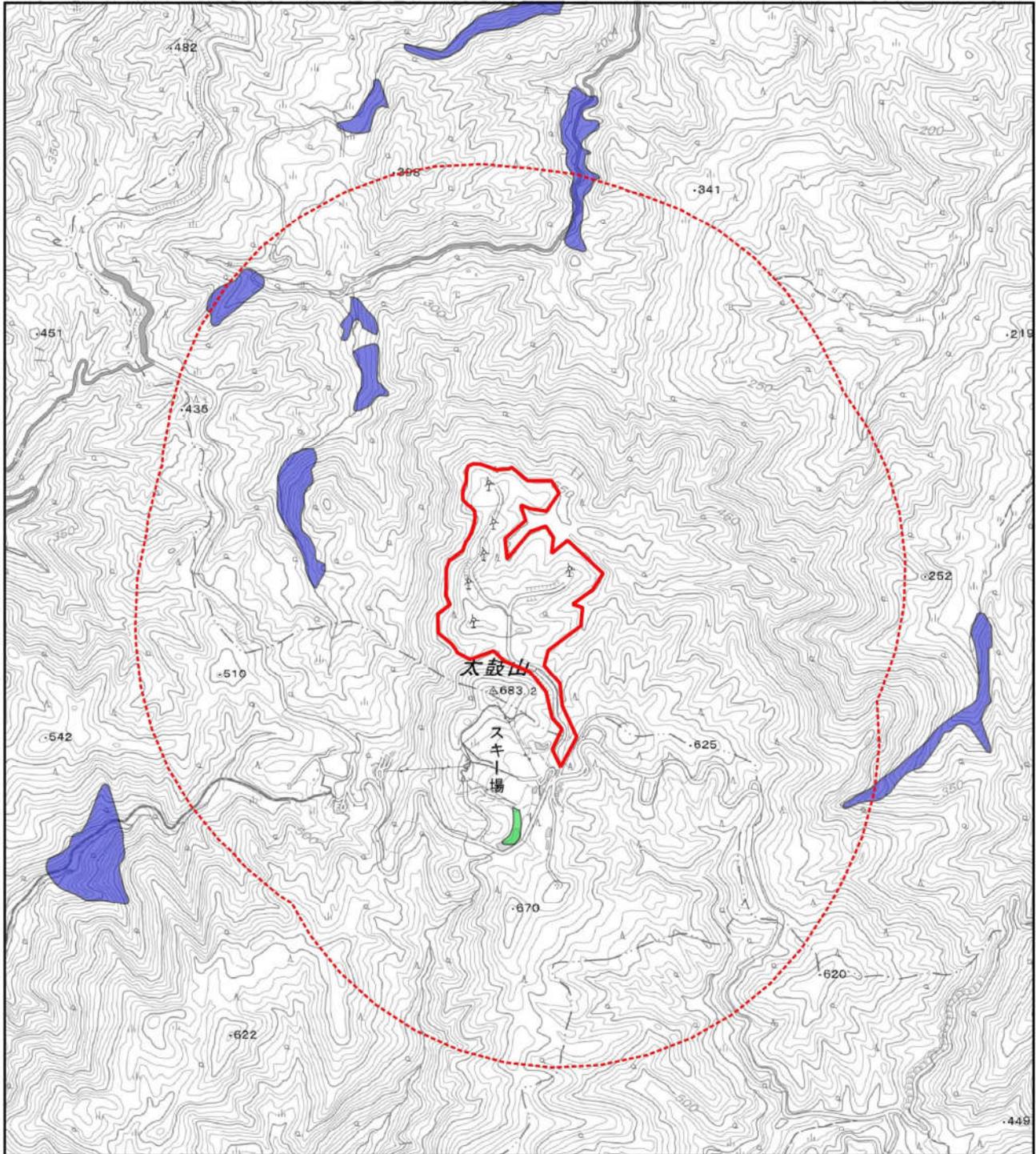
- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.5-4 重要な群落等位置図

出典等：「第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木調査）」（環境省生物多様性センターが運営するホームページ）のGISデータを参考して作成した。



凡例

- ヒルムシロクラス (植生自然度: 10)
- チャボガヤーケヤキ群集 (植生自然度: 9)

- 対象事業実施区域
- 基本的な調査対象範囲

250 0 250 500 750 1,000 m



図 2.2.5-5 重要な群落等位置図

出典等: 「第6~7回自然環境保全基礎調査 (植生調査)」 (環境省生物多様性センターが運営するホームページ) のGISデータを参考して作成した。

### (3) 生態系の状況

#### ①環境類型区分

環境類型区分は、基本的な調査対象範囲における現存植生（図2.2.5-3）及び植生自然度（表2.2.5-17）のほか、水象の状況（図2.2.2-1）等に基づき区分した。

基本的な調査対象範囲における環境類型区分を表2.2.5-22及び図2.2.5-6に示す。

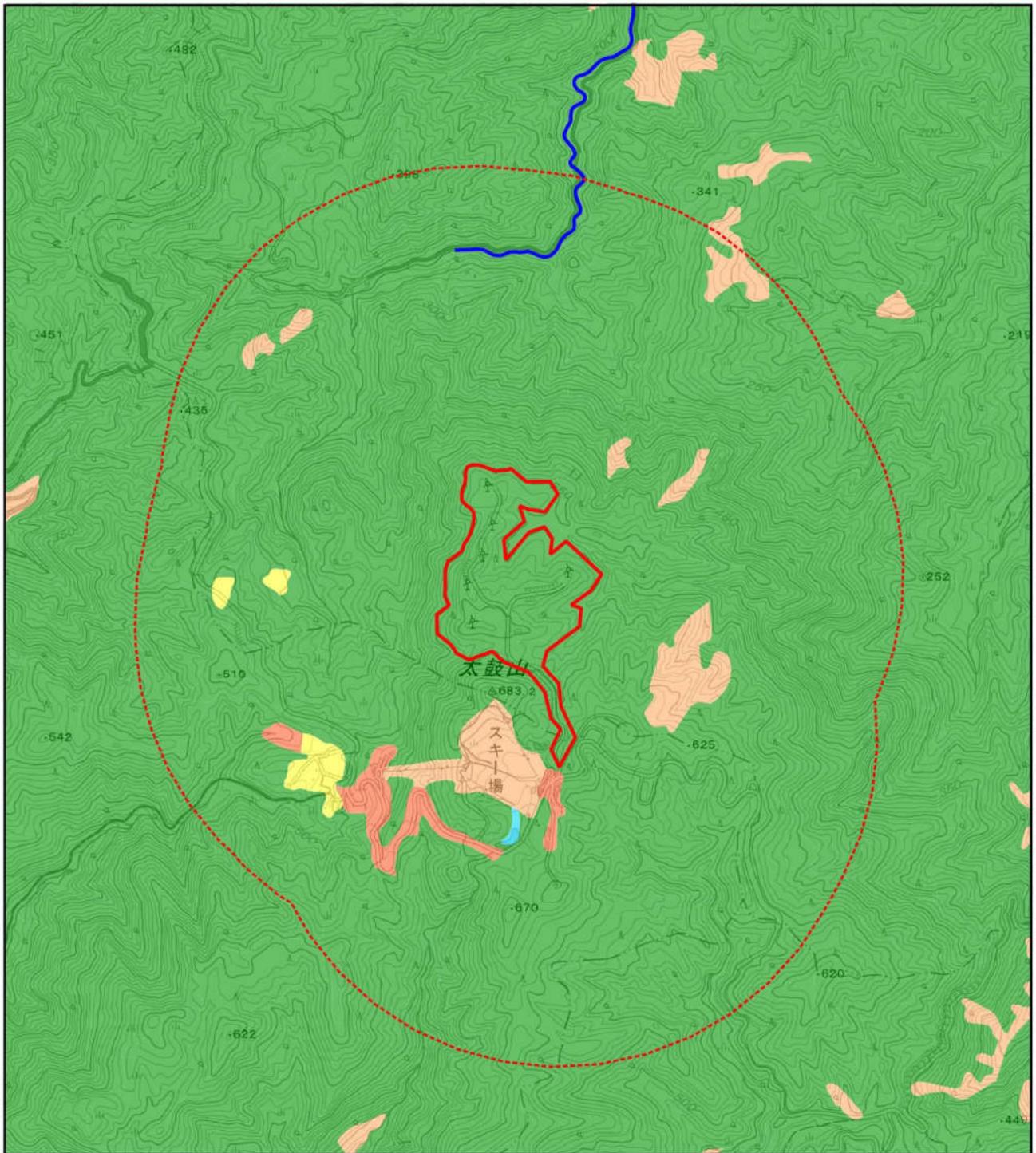
環境類型区分の大部分を占める樹林地には、ヤブツバキクラス域の自然植生（チャボガヤケヤキ群集）や代償植生（ユキグニミツバツツジーコナラ群集等）である落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が含まれる。

対象事業実施区域は、全区域が樹林地に分類される。対象事業実施区域内の中央部はヒノキ・サワラ植林であり、北側から西側の斜面は概ねクリーミズナラ群集となっている。

また、基本的な調査対象範囲内に散在する草原は、皆伐後に成立したと思われるススキ群団やスキー場が含まれる。

表2.2.5-22 基本的な調査対象範囲における環境類型区分

環境類型区分	植物群落	植生自然度
樹林地	チャボガヤケヤキ群集	9
	ユキグニミズバツツジーコナラ群集、クリーミズナラ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、アカシデ・イヌシデ群落、竹林	7
	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	伐採跡地群落（Ⅶ）	4
草原	ススキ群団（Ⅶ）、ススキ群団（Ⅴ）、	5
	路傍・空地雑草群落	4
農地	牧草地	2
市街地、造成地等	市街地	2
ため池等	ヒルムシロクラス	10
河川	—	—



凡例

環境類型区分

- 樹林地
- 草原
- 市街地、造成地等
- 農地
- ため池等

河川

- 2級河川

対象事業実施区域

基本的な調査対象範囲

250    0    250    500    750    1,000 m



図 2.2.5-6 環境類型区分図

出典等：「第6～7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」  
 （環境省生物多様性センターが運営するホームページ）のGISデータを参考して作成した。

## ②生態系の概要

環境類型区分ごとに、生息及び生育の可能性のある代表的な重要な種を表2.2.5-23に整理した。

基本的な調査対象範囲は、対象事業実施区域境界に位置する太鼓山（標高683m）を最高峰とする山地であり、北側を流下する筒川（2河川）、南側を流下する須川の支流が谷を刻んでいる。また、前述のとおり、大部分が落葉広葉樹林及び植林地を占めている。そのため、山地・樹林性を中心とした生物群集による生態系が形成されていると考えられる。

樹林地には、主に落葉広葉樹林に生息するツキノワグマ、アカゲラ、オオムラサキ等、溪畔林にみられるアカショウビン、アケボノシュスラン等、伐採跡地で採餌するヨタカ等が生息及び生育する可能性があると考えられる。

また、筒川の源流域に位置することから、湧水由来の湿地などが分布する可能性もあり、このような場所ではアベサンショウウオ等が生息する可能性があると考えられる。河川には溪流性のヒダサンショウウオ、カジカガエル、アカザ等が生息する可能性があると考えられる。

これらの生物群集の上位には、図2.2.5-7に示す山地性のクマタカや里地に近い場所ではオオタカ等の森林性猛禽類が生息する可能性があると考えられる。

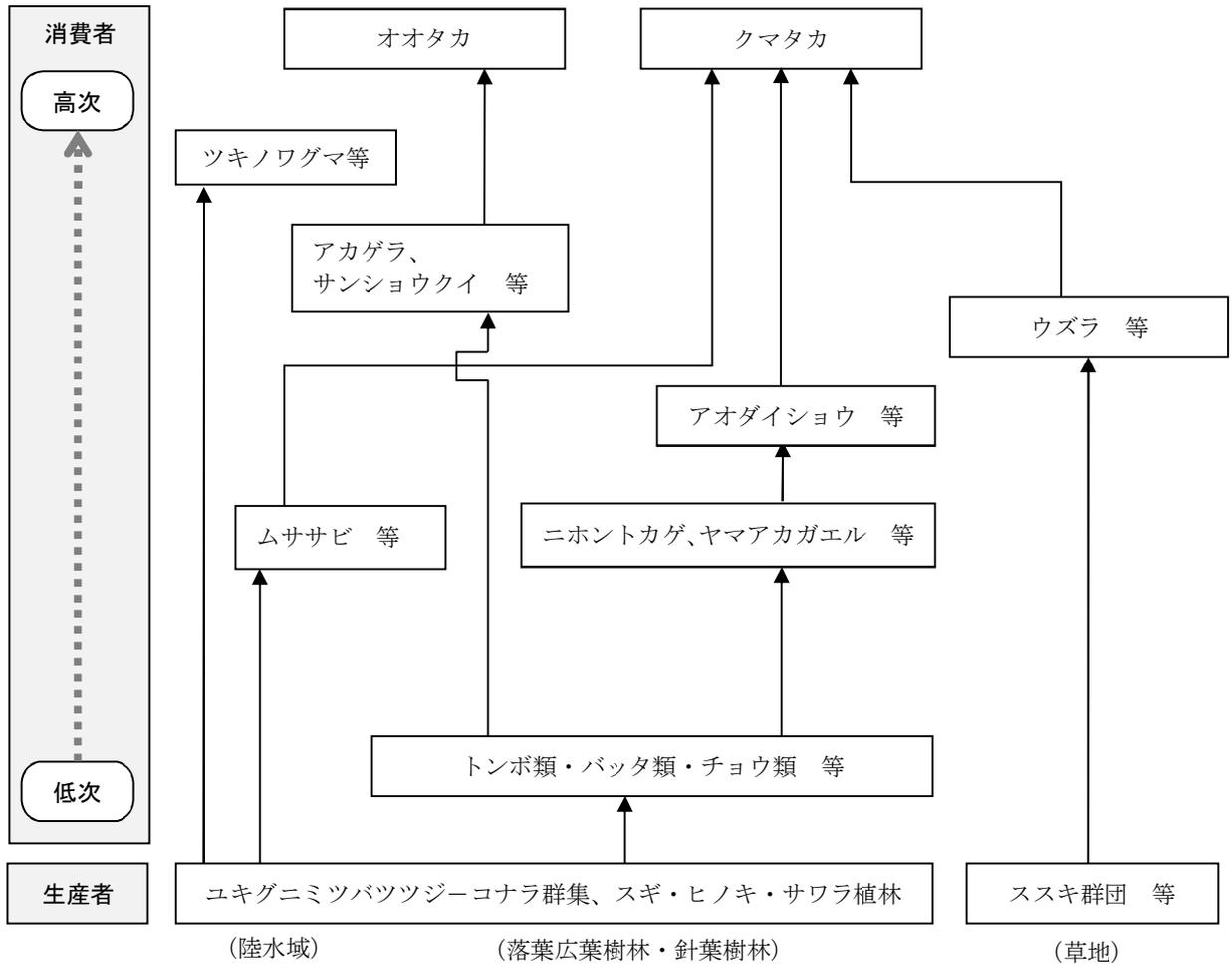


図 2. 2. 5-7 生態系の概要 (食物連鎖図)

表2.2.5-23 環境類型区分における代表的な重要な動植物の生息・生育状況

	環境類型区分				
	樹林地	草地	農地（水田・畑）	ため池など	河川
哺乳類	スミスネズミ、ツキノワグマ				
鳥類	アオバト、ヨタカ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ、フクロウ、アカショウビン、アカゲラ、サンショウクイ、サンコウチョウ	ウズラ	ウズラ、ノスリ	オシドリ、カイツブリ、ミサゴ	ミサゴ、ヤマセミ、カイツブリ
爬虫類	ジムグリ、アオダイショウ、ニホンマムシ	ニホントカゲ	ニホンイシガメ、クサガメ、アオダイショウ、ニホンマムシ	ニホンイシガメ、クサガメ	
両生類	アベサンショウウオ、ヤマアカガエル		アカハライモリ、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル	アカハライモリ、ヤマアカガエル	ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、カジガエル、ツチガエル
淡水魚類			ドジョウ		スナヤツメ、アカザ
昆虫類	オオムラサキ、トラマルハナバチ、ヘリグロツユムシ、シワナガキマワリ、オオイシアブ	ウラギンスジヒョウモン	ハッチョウトンボ、カトリヤンマ、ヒラサナエ、ケラ、オグラヒラタゴミムシ、ガムシ	ゲンゴロウ、マダラシマゲンゴロウ、イトアメンボ、ミズスマシ、クロゲンゴロウ、ミヤマアカネ、ハッチョウトンボ、セスジイトンボ、オオイトンボ、カトリヤンマ、オグラヒラタゴミムシ、ガムシ、ヘイケボタル	ミズスマシ、キイロサナエ、オオイトンボ、ミヤマサナエ、ヒメサナエ、ゲンジボタル、ミカドガガンボ
植物	イワデンダ、ミズメ、ヤドリギ、マツブサ、ルイヨウボタン、ハルユキノシタ、ムラサキマユミ、コショウノキ、カラスシキミ、ウメガサソウ、ハクウンボク、ジャコウソウ、シライトソウ、ツクバネソウ、ユキザサ、ナツエビネ、キンラン、アケボノシュスラン、コケイラン	ネバリタデ、オオイタドリ、クサボタン、ヒゴスミレ、リンドウ、フデリンドウ、センブリ、ソバナ、オミナエシ	ヘラオモダカ、コマツカサススキ、オミナエシ	ミズオトギリ、ミツガシワ、ヘラオモダカ、コマツカサススキ、アギナシ	ヘラオモダカ、カワラハハコ

注：環境類型区分への重要な動植物の振分けは、「京都府レッドデータブック2015」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考とした。

## 2.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### (1) 景観の状況

#### ① 景観資源

景観の調査対象範囲（対象事業実施区域及びその9kmの範囲）において、表2.2.6-2に示す資料等をもとに、表2.2.6-1に該当する景観資源の分布状況を把握した。

景観資源の概要を表2.2.6-3に、位置を図2.2.6-1に示す。

なお、対象事業実施区域が位置する京丹後市は、その全域が山陰海岸ジオパークに認定されている。山陰海岸ジオパークは、約2,500万年前にさかのぼる日本海形成に関わる火成岩類や地層、日本海の海面変動や地殻変動によって形成されたリアス海岸や砂丘をはじめとする多彩な海岸地形など、貴重な地形・地質遺産が数多く観察できる。調査対象範囲においても多くの景観資源が含まれていることから、参考として当該エリアのマップ図を図2.2.6-2に示す。

表 2.2.6-1 景観資源の選定根拠

資料等の名称	発行等	選定根拠	区分
文化財保護法	昭和 25 年 法律第 214 号	景勝地であって芸術上、観賞上価値が大きいもの	名勝
		歴史的な集落・町並み	伝統的建造物群保存地区
		地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの	文化的景観
自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査	環境省が運営するホームページ	自然環境保全上重要な要素である自然景観	自然景観資源

表 2.2.6-2 景観資源を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
丹後天橋立大江山国定公園	京都府が運営するホームページ
伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区	伊根町が運営するホームページ
京都府レッドデータブック 2015	京都府が運営するホームページ
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
伊根浦ゆっくり観光	伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

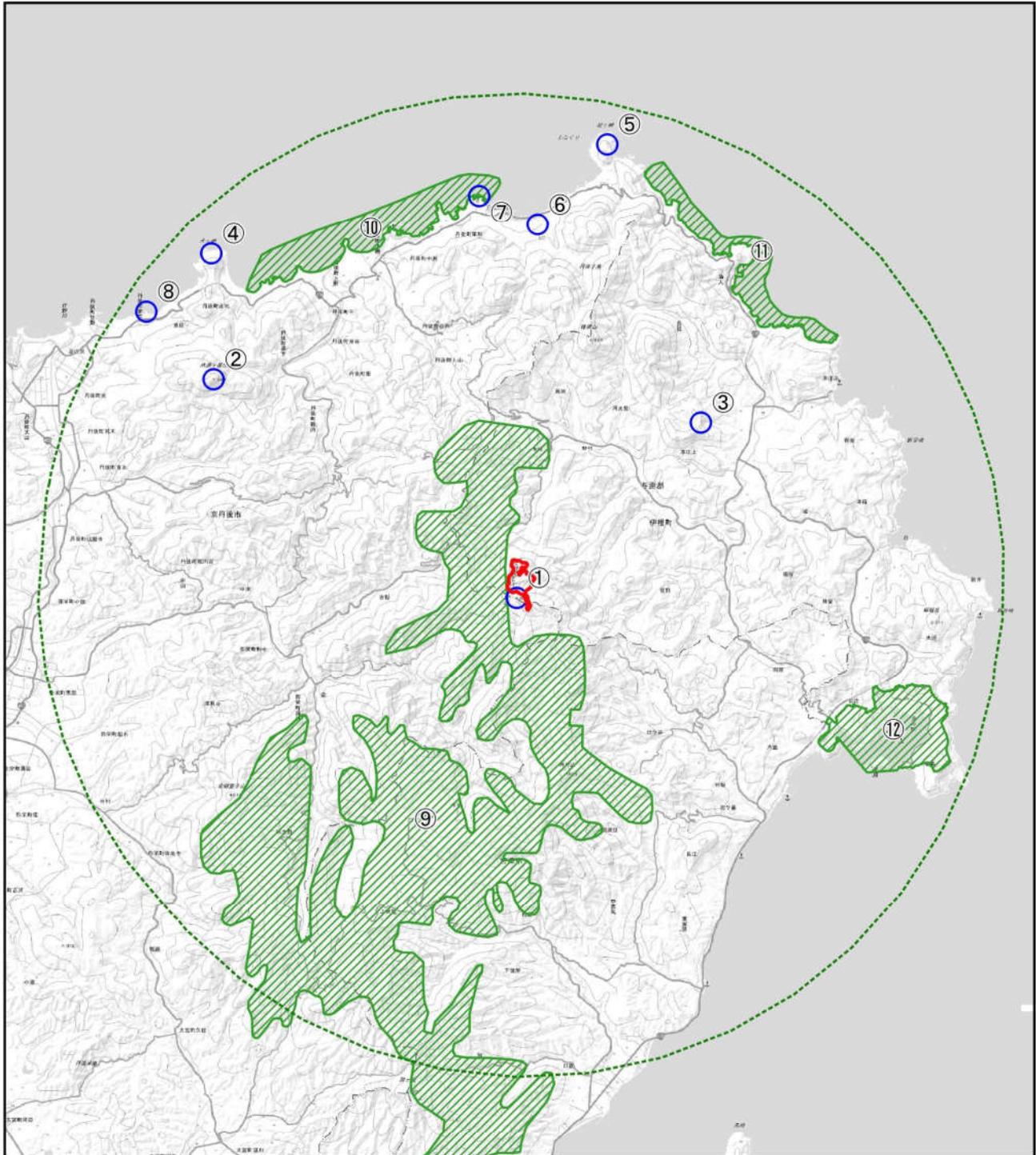
表 2.2.6-3 (1) 景観資源の概要

	名称	区分	選定根拠及び概要
①	太鼓山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太鼓山の京丹後市側には、森林公園スイス村（野外レクリエーション施設）があり、高い頻度で利用されている。</li> <li>・孤峰であり、地域のランドマークとなっている。</li> </ul>
②	依遅ヶ尾山	自然景観資源 (非火山性孤峰)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京丹後市丹後町乗原の南方に位置する標高 540m の独立峰。</li> <li>・山頂部から経ヶ岬や丹後松島など日本海の眺望がよく、登山道が整備されている。</li> </ul>
③	布引滝	自然景観資源 (滝)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊根町本庄上から西方の標高 240m の地点に見られる丹後半島最大の滝。</li> </ul>
④	犬ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹後半島北西に位置し、日本海に面する岬。</li> </ul>
⑤	経ヶ岬	自然景観資源 (海食崖)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹後半島の先端に突き出した近畿地方北端の岬。岬の周囲には、安山岩からなる柱状節理の発達する海食崖が見られる。</li> <li>・駐車場から、経ヶ岬を回る遊歩道が整備されている。</li> </ul>
⑥	袖志の棚田	文化的景観	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扇状地に開けた約 4 百枚の棚田からは日本海を望むことができ、棚田と海、集落が調和した美しい景観は、「日本の棚田百選」に選定されている。</li> </ul>
⑦	穴文殊	自然景観資源 (海食崖)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尾和の海食崖にできた高さ約 10m の海食洞。</li> <li>・洞窟付近には丹後三文殊のひとつ清涼山九品寺の本堂及び山門がある。</li> </ul>
⑧	屏風岩	自然景観資源 (海食崖)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層中にマグマが板状に入り込んでできた岩脈で、その後の波の侵食によってまわりの柔らかい岩石が削り取られ残されてできたものである。</li> <li>・夕日を背にした姿は自然の造形美を醸し出している。</li> </ul>

表 2.2.6-3 (2) 景観資源の概要

	名称	区分	選定根拠及び概要
⑨	世屋高原	自然景観資源 (非火山性高原)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹後半島のほぼ中央に位置し、標高500m～600mの稜線が連なる高原。近畿地方でも有数のブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林や希少な動植物、溪流、湿原などがある。</li> </ul>
⑩	丹後松島	自然景観資源 (多島海)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奇岩が連なるリアス式の海岸。</li> <li>・日本三景である宮城県の松島の景観と似ていることが名前の由来となっている。</li> </ul>
⑪	浦入海岸	自然景観資源 (断層海岸)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全上重要な要素である自然景観</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断崖絶壁のリアス式海岸が連続する。</li> </ul>
⑫	伊根の舟屋群と青島	伝統的建造物群 保存地区 (重要伝統的建 造物保存地区)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な集落・町並み</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸時代末期から昭和初期に建てられた伊根湾沿いに連続して建つ舟屋及び主屋、蔵、寺社などの伝統的建造物を残す漁村であり、青島と伊根湾およびこれらを囲む魚付林などの周辺の環境と一体となって歴史的風致を今日に良く伝える。</li> </ul>

出典等：「丹後天橋立大江山国定公園」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」（伊根町が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「京都府レッドデータブック2015（平成27年 京都府）」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「京都府丹後広域振興局」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「伊根浦ゆっくり観光」（伊根浦ゆっくり観光の会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「山陰海岸ジオパーク」（山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例



- ① 太鼓山
- ② 依遅ヶ尾山
- ③ 布引滝
- ④ 犬ヶ岬
- ⑤ 経ヶ岬
- ⑥ 袖志の棚田
- ⑦ 穴文殊
- ⑧ 屏風岩



- ⑨ 世屋高原
- ⑩ 丹後松島
- ⑪ 浦入海岸
- ⑫ 伊根の舟屋群と青島



対象事業実施区域



景観の基本的な調査対象範囲

1 0 1 2 3 4 5 6 km



出典等：「丹後天橋立大江山国定公園」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」（伊根町が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「京都府レッドデータブック2015（平成27年 京都府）」（京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）等を参考に作成した。

図 2.2.6-1 景観資源位置図



図 2.2.6-2 山陰海岸ジオパークエリア図

## ②眺望点

景観の調査対象範囲において、表2.2.6-5に示す資料等をもとに、表2.2.6-4に該当する眺望点の分布状況を把握した。眺望点の概要を表2.2.6-6に、位置を図2.2.6-3に示す。

表 2.2.6-4 眺望点の選定根拠

	選定根拠
1	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設
2	関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設
3	地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設
4	関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設

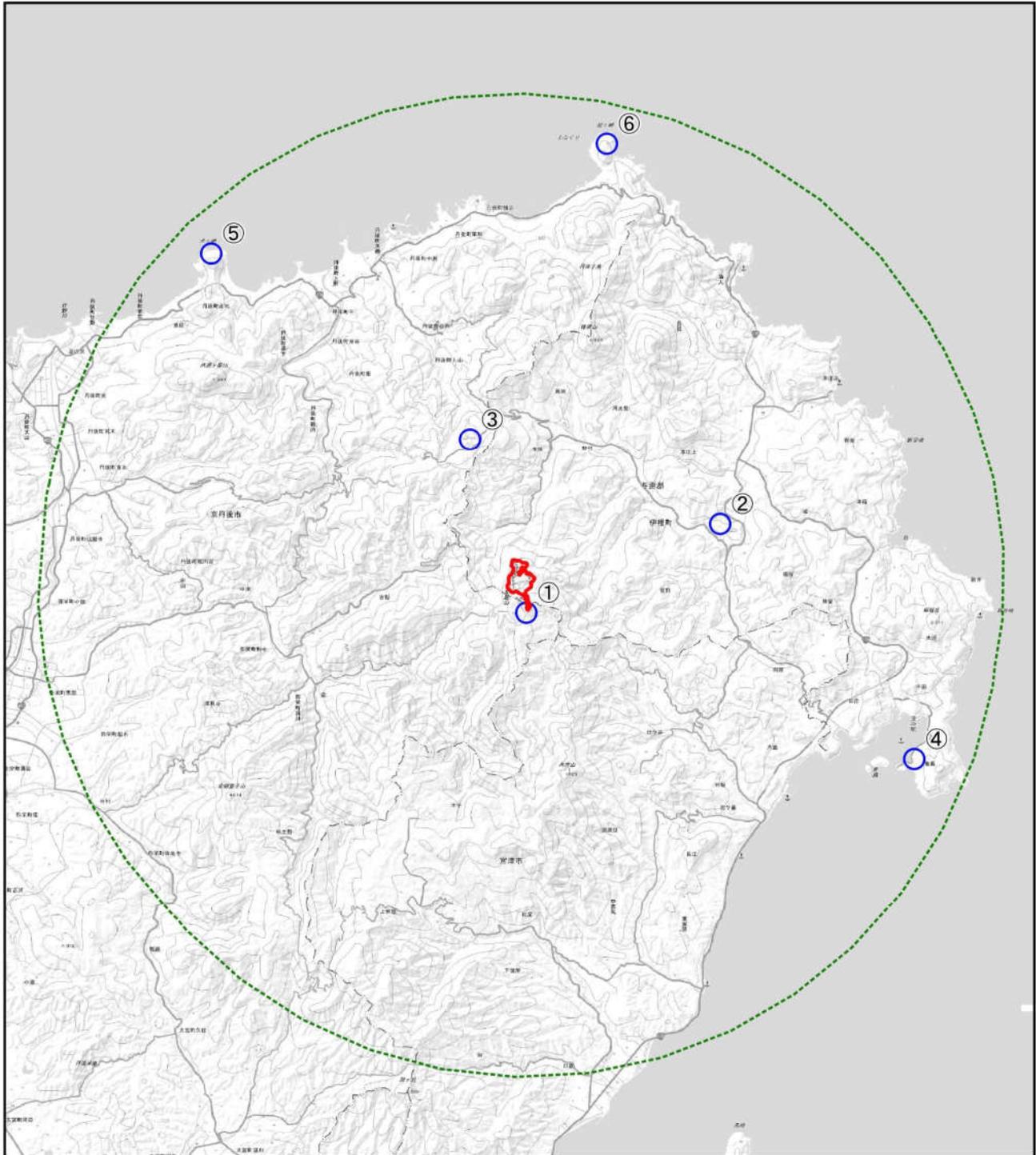
表 2.2.6-5 眺望点を把握するために確認した記載場所等

資料等	記載場所等
森林公園スイス村ホームページ	(株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ
筒川文化センターホームページ	伊根町教育委員会が運営するホームページ
伊根町観光協会が運営するホームページ	同左
京都府丹後広域振興局	京都府が運営するホームページ
観るなび	(公社) 日本観光振興協会が運営するホームページ
京丹後ナビ	(一社) 京丹後市観光協会が運営するホームページ
山陰海岸ジオパークまるごと体感 MAP	山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ

表2.2.6-6 眺望点の状況

	名称	選定根拠及び概要
①	スイス村高原浴場	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スイス村園内にある温浴施設。園内のキャンプ客、スキー客などが利用する。</li> </ul>
②	碓山 (あずまや)	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている展望施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>碓高原牧場に整備された展望台。日本海側を望む良好な展望地となっている。</li> </ul>
③	桜ヶ丘運動公園	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が利用する施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動場、研修施設、テニスコート、アスレチック施設。伊根町民は半額の料金で利用することができる。</li> </ul>
④	慈眼寺	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体へのヒアリングによって得られた、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「伊根町伊根浦伝統的建造物保存地区」内にあるお寺。</li> </ul>
⑤	犬ヶ岬	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊歩道が整備されており、岬付け根の東側地点は、丹後松島のビューポイントである。</li> </ul>
⑥	経ヶ岬	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体又は観光協会のホームページで紹介されている施設のうち、対象事業実施区域への眺望が良いと想定される施設</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安山岩の柱状節理が美しい、近畿最北端の岬。岬の周囲は、波の浸食作用によって断崖絶壁となっており、駐車場や経ヶ岬展望台、展望台からの絶景が望める。</li> </ul>

出典等：「森林公園スイス村ホームページ」((株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「筒川文化センターホームページ」(伊根町教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ」、「京都府丹後広域振興局」(京都府が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「観るなび」((公社) 日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「京丹後ナビ」((一社) 京丹後市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月)を参考に作成した。



凡例

- ① スイス村高原浴場
- ② 碓山(あずまや)
- ③ 桜ヶ丘運動公園
- ④ 慈眼寺
- ⑤ 犬ヶ岬
- ⑥ 経ヶ岬

- 対象事業実施区域
- 景観の基本的な調査対象範囲

1 0 1 2 3 4 5 6 km



出典等：「森林公園スイス村ホームページ」((株) スイス村管理組合が運営する運営ホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「筒川文化センターホームページ」(伊根町教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ」,「山陰海岸ジオパーク」(山陰海岸ジオパーク推進協議会が運営するホームページ最終閲覧月：令和2年7月)等を参考に作成した。

図 2.2.6-3 眺望点位置図

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況の調査対象範囲において、表2.2.6-7に示す関係自治体又は観光協会が運営するホームページで紹介されている施設のうち、表2.2.6-8に示す区分に該当する施設等の分布状況を把握した。

人と自然との触れ合いの活動の場の概要を表2.2.6-9に、位置を図2.2.6-4に示す。

表 2.2.6-7 人と自然との触れ合いの活動の場を把握するために確認した資料等

資料等	発行等
京都府観光ガイド	(公社)京都府観光連盟公式サイト
観るなび	(公社)日本観光振興協会が運営するホームページ
伊根町観光協会ホームページ	同左
京丹後ナビ	(一社)京丹後市観光協会が運営するホームページ
天橋立観光ガイド	(一社)天橋立観光協会が運営するホームページ

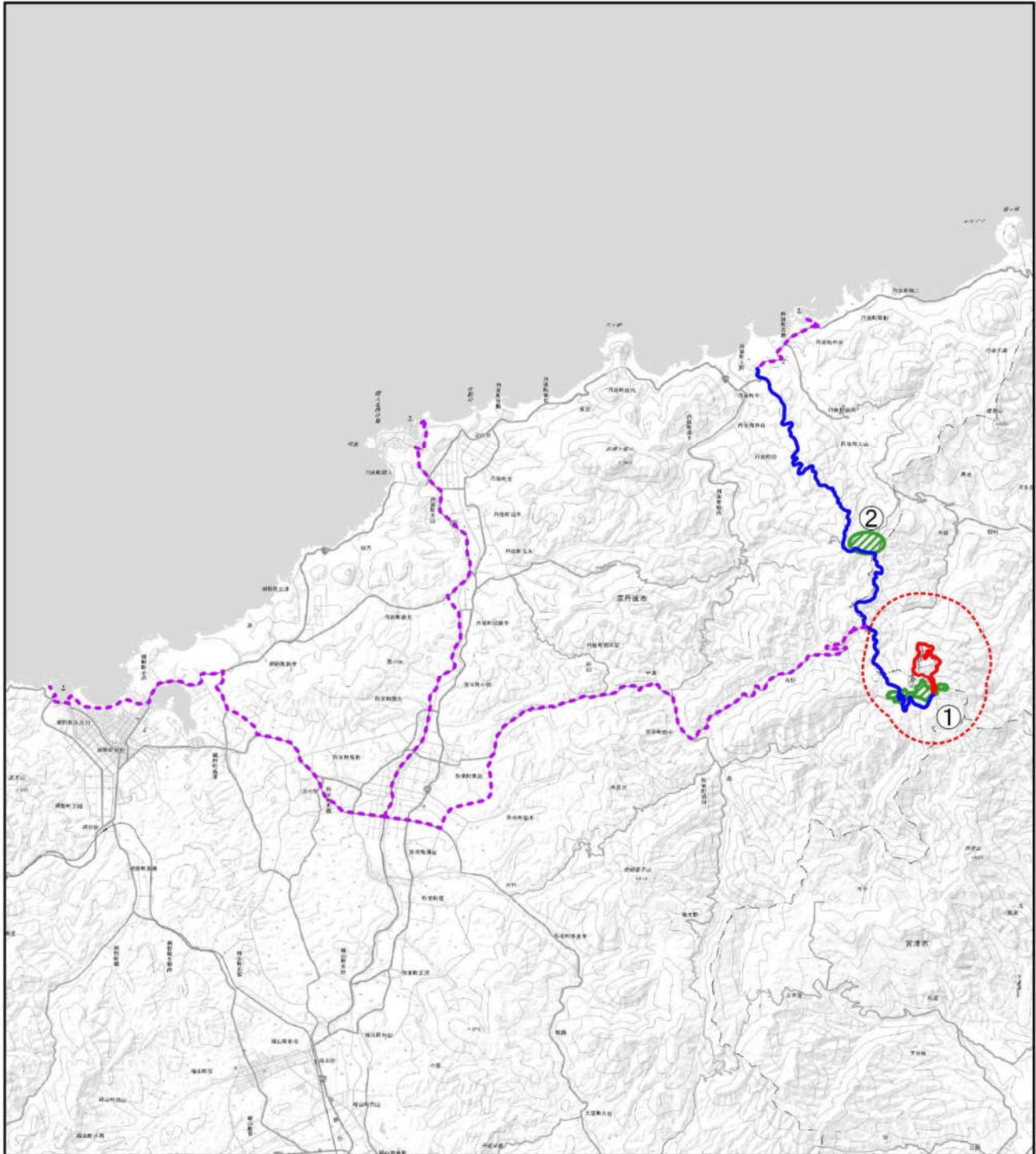
表 2.2.6-8 施設の区分

	施設の区分
1	公園施設
2	レクリエーション施設
3	自然歩道、遊歩道

表 2.2.6-9 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

No.	名称	区分	選定根拠及び概要
①	森林公園 スイス村	レクリエーション 施設	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が四季を通じて利用している。</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設（風のがっこう京都、山の家、コテージ、バンガロー、キャンプ場）、ハイキングコース、スキー場、テニスコートがある。</li> <li>・5月にはゲレンデを利用した「芝桜まつり」が開催される。</li> </ul>
②	碓高原牧場	レクリエーション 施設	<p>&lt;選定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が利用している。</li> </ul> <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台地上の地形を利用した牧場</li> <li>・遊歩道、展望台、トイレ、キャンプ場等の施設が整備されており、レクリエーションの場となっている。</li> </ul>

出典等：「京都府観光ガイド」（(公社)京都府観光連盟が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「観るなび」（(公社)日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「伊根町観光協会が運営するホームページ（最終閲覧月：令和2年7月）」、「京丹後ナビ」（(一社)京丹后市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月)、「天橋立観光ガイド」（(一社)天橋立観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）を参考に作成した。



凡例

人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

- ① 森林公園スイス村
- ② 碓高原牧場

対象事業実施区域

基本的な調査対象範囲

主要な交通ルート

準備書段階

方法書段階

1 0 1 2 3 4 5 6 km



出典等：「京都府観光ガイド」（(公社)京都府観光連盟が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「観るなび」（(公社)日本観光振興協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）、「伊根町観光協会が運営するホームページ（最終閲覧月：令和2年7月）」、「京丹後ナビ」（(一社)京丹後市観光協会が運営するホームページ 最終閲覧月：令和2年7月）等を参考に作成した。

図 2.2.6-4 人と自然との触れ合いの活動の場位置図